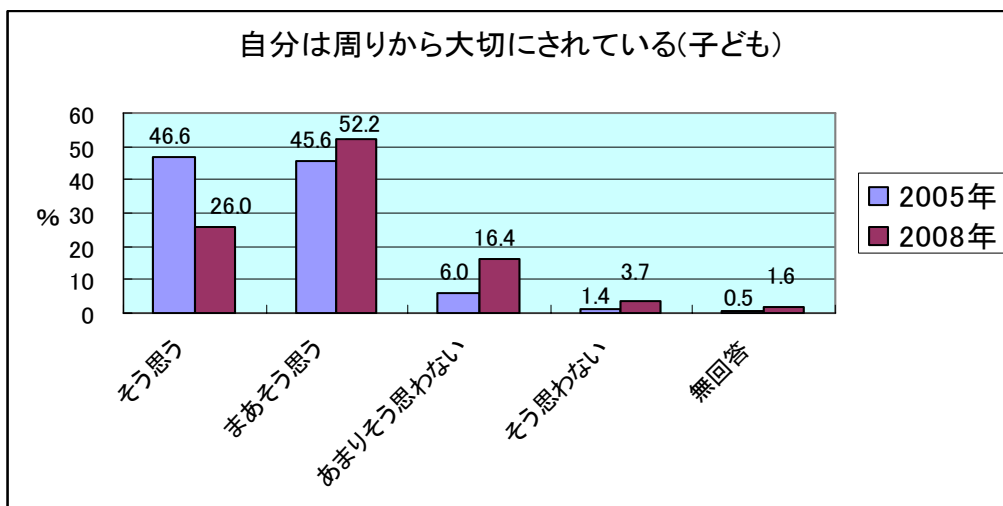
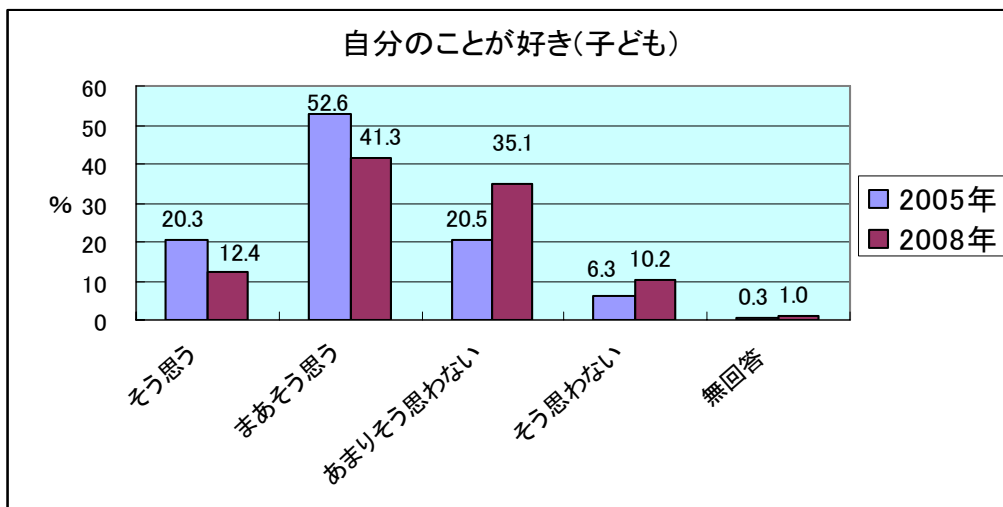


Ⅲ 自己肯定感の高低からみた子どもの特徴と相談・救済活動

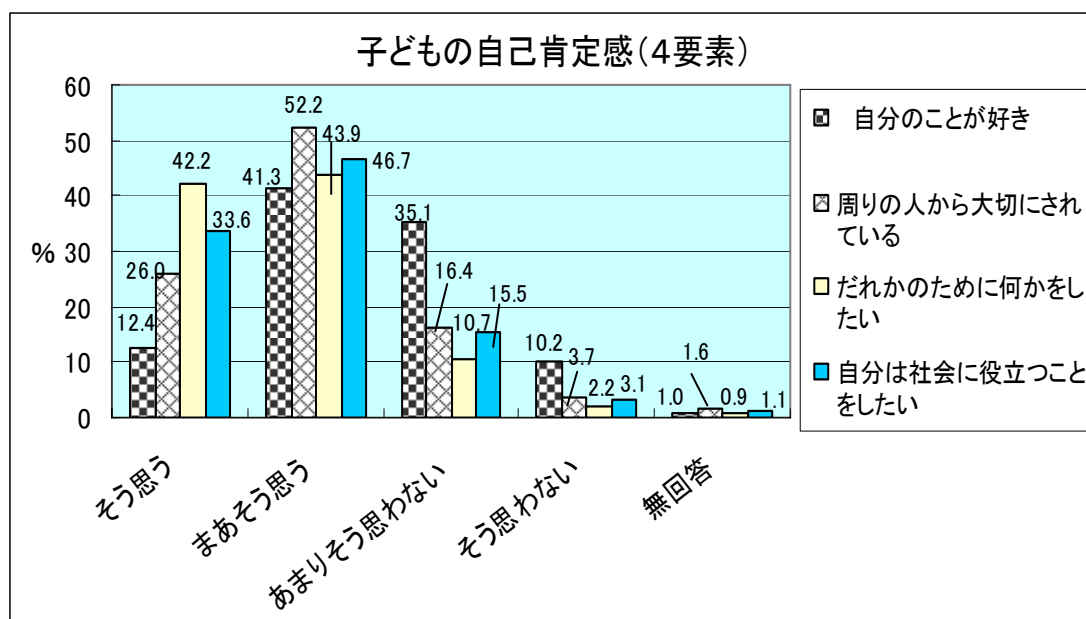
1 子どもの自己肯定感

川崎市の子どもたちの自己肯定感（とりわけ、その基本的要素である「自分のことが好きだ」に対する回答）が高いことは、2005年の調査で明らかにされた。しかし、今回の調査によれば、「自分のことが好き」との回答率が相当下がっており、川崎市の子どもたちの自己肯定感が低下していることがうかがえる。（子ども【問1】）



本調査では、自己肯定感をキーワードにして、自己肯定感の高い子どもと低い子どもの特徴と、子どもたちが求める相談・救済について検討した。

なお、2005年の調査においては、自己肯定感を「自分のことが好きだ」「周りから大切にされていると思う」の2つの質問によって把握してきたが、今回の調査は、4つの質問を設定している。
(子ども【問1】)



この4つの質問により、自己肯定感を2つの方向から見ていくことが可能となった。

その第一は、「自分は誰かのために役に立ちたい」「社会に役立つことがしたい」という気持ちであり、対人関係の中で役に立ちたい気持ちを重視しており、他者に向けられた肯定感である。

もうひとつは「自分のことが好きだ」「自分は周りの人から大切にされている」といった気持ちであり、自己に向けられた肯定感である。

したがって、今回の調査では「社会で役に立つことがしたい気持ち」と「自分のことが好きでいられて、大切にされている実感がもてる」気持ちの二つが高い子どもほど、自己肯定感が高いことになる。

今回の調査では、4つの質問を得点化して分類することにより、自己肯定感の高い子ども（グラフでは「高群」と表記）は230人、低い子ども（グラフでは「低群」と表記）は264人、平均的な子どもは1,353人となった。

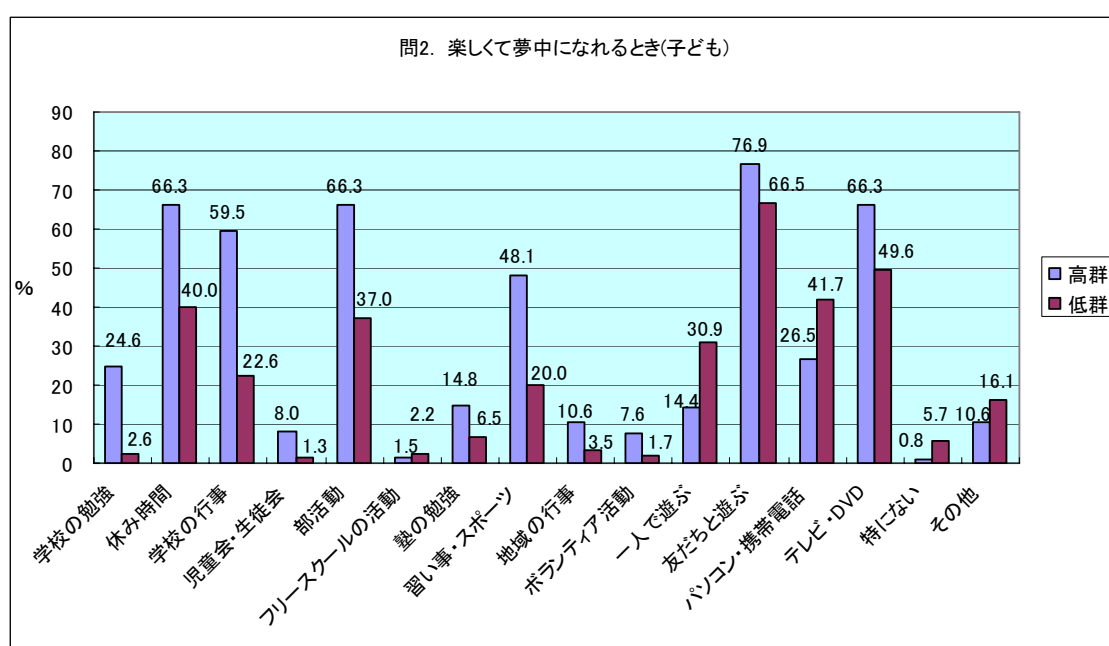
本調査における子どもの自己肯定感とは、「社会で役立ちたい気持ち」と「自分のことが好きで、周囲から大切にされている実感が持てること」の二つの気持ちからなる。

2 自己肯定感の高い子どもと低い子どもの相違点

自己肯定感の高い子どもと低い子どもの相違点について、「楽しくて夢中になれるとき」「疲れること、不安に思うこと」「ホッとでき、安心していられる場所」「何でも話せる人」「友だちからのつらい体験」「おとなからのつらい体験」に関する回答を中心に検討した。

(1) 自己肯定感の高低で「楽しくて夢中になれるとき」に差はあるか

自己肯定感の高い子どもは一人で遊ぶより、みんなと遊ぶ方が楽しいと感じていることがうかがえる。



全体として自己肯定感の高い子どもは、低い子どもよりも楽しくて夢中になる時間を多く持っていることがわかる。自己肯定感の高い子どもは、選択肢1から5までの学校生活（「学校の勉強」から「部活動」まで）を楽しく夢中になると回答しており、他方、自己肯定感の低い子どもは学校生活に楽しさを感じる割合が低い。とりわけ「学校の勉強」の2.6%は著しく低い値といえる。

自己肯定感の高い子どもは「習い事・スポーツ」や「地域の行事」、「ボランティア活動」などにも参加し、取り組んでいる様子がうかがえるのに対して、自己肯定感の低い子どもは相対的に地域との関わりが乏しい。

自己肯定感の高い子どもは「自分一人で遊ぶ（図では「一人で遊ぶ」と表現）」よりも「友人と遊ぶこと（図では「友だちと遊ぶ」と表現）」を楽しんでいると感じており、パソコンや携帯を楽しんでいる割合は低い。これに対して自己肯定感の低い子どもは自己肯定感の高い子どもよりも「一人で遊ぶこと」や「パソコンや携帯で遊ぶこと」を楽しんでいる。また、楽しく夢中になれる時間が「特にない」が、自己肯定感が高い子どもは0.8%であっ

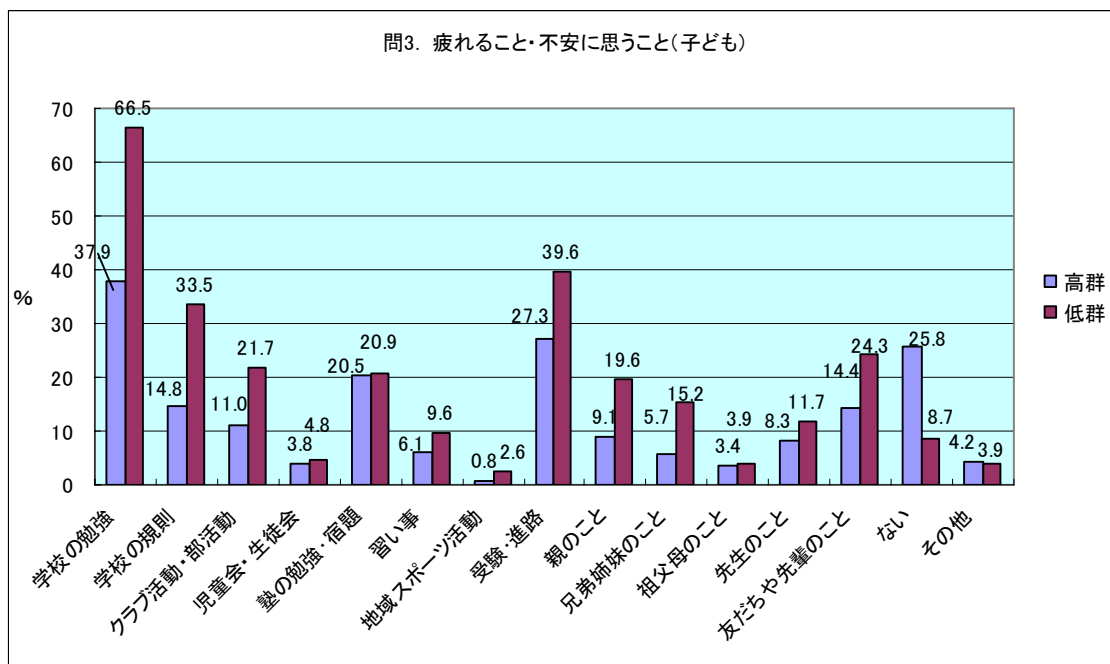
たのに比べて、低い子どもは5.7%と高い割合であったという点も特徴的である。

自己肯定感の高い子どもは、比較的、地域活動への取り組みに楽しさを感じており、自己肯定感の低い子どもは、特に「学校での勉強」に夢中になれておらず、相対的に一人遊びを好む傾向がうかがえる。

(2) 自己肯定感の高低で「疲れること、不安に思うこと」に差はあるか

問3「疲れること・不安に思うこと」のグラフによれば、全体として自己肯定感の低い子どもは不安要因の割合が高いといえる。

学校領域中では「学校の勉強」と同時に、「学校の規則」の高さが注目される。受験や進路についての不安も高い。また家庭内領域では、親や兄弟姉妹との関係でも平均以上にストレスを感じていることがうかがえる。



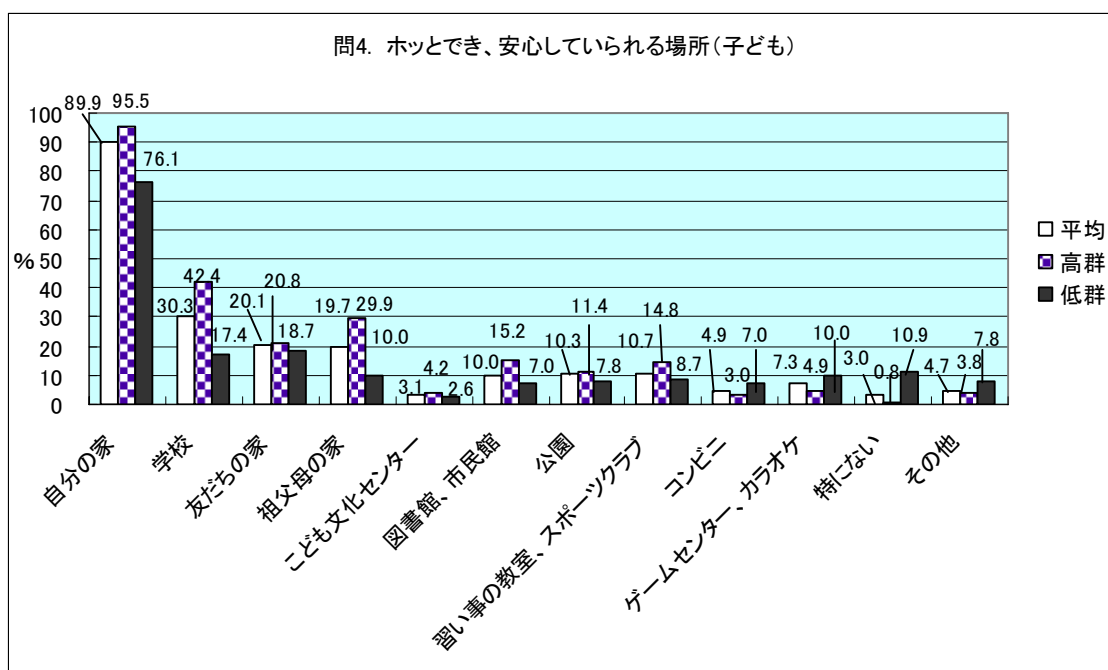
自己肯定感の高い子どもは、全般的に学校生活のストレスが低く、自己肯定感の低い子どもは、特に「学校での勉強」、「学校の規則」、「将来の進路」に対する不安が強いことがうかがえる。また、自己肯定感の低い子どもは親や兄弟姉妹との関係に悩んでいる割合も高い。塾の勉強等には差は見られない。

(3) 自己肯定感の高低で「ホッとでき、安心できる場所（居場所）」に差はあるか

自己肯定感の高低と居場所の有無の関連性を検討してみると、自己肯定感の高い子どもは「コンビニ」「ゲームセンター」を除く全ての項目で安心してホッとできる場所と感じている割合が高かった。自己肯定感の高さと「安心できる場所」の割合に関連性があると考えられる。

自己肯定感の高い子どもの居場所の特徴として、「家」を居場所と認識する割合が95.5%と大変高い（平均89.9%、自己肯定感の低い子ども76.1%）。他方、自己肯定感の低い子どもの居場所感の特徴は「学校」を居場所と認識する割合の低さである。

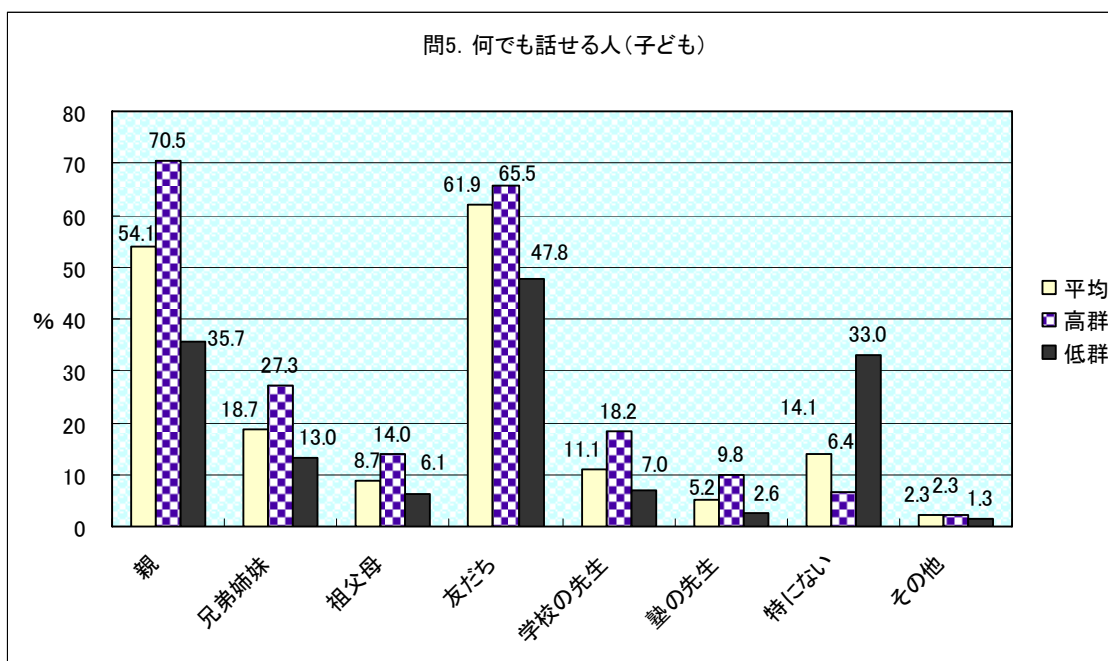
自己肯定感の高い子どものうち、安心できる場所は「特にない」と答えた子どもは230名中、2名であり、1%をきっている。他方、自己肯定感の低い子どもの「特にない」との回答は10.9%であり、安心できる場所の少なさが指摘できる。



自己肯定感の低い子どもは、全体的にホッとでき安心できると感じる場所が少なく、特に学校をそのように感じられない点に特徴がある。

(4) 「なんでも話せる人」に差はあるか

自己肯定感の高低で「なんでも話せる人」の性質に差があるかをについて問5「自分が話したいことをなんでも話せる人は誰ですか」の質問を検討した。

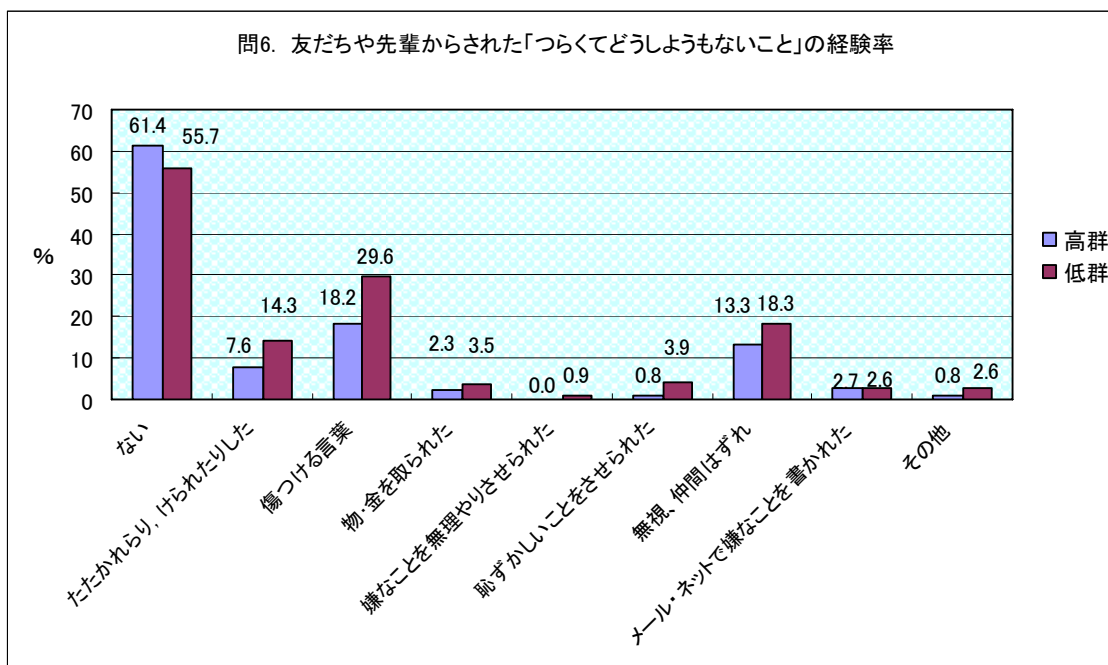


全体的に自己肯定感の高い子どもと低い子どもに差が見られるが、特に自己肯定感の高い子どもは「なんでも話せる人」に「親」を選ぶ割合が高く、低い子どもは「親」を選ぶ割合が低い。また、自己肯定感の高い子どもおよび平均的な子どもと比較して低い子どもは「特にない」と回答する割合が高い。

自己肯定感の高い子どもは、「なんでも話せる人」に親を選ぶ割合が高く、低い子どもは、相対的に親を選ばない傾向がうかがえる。

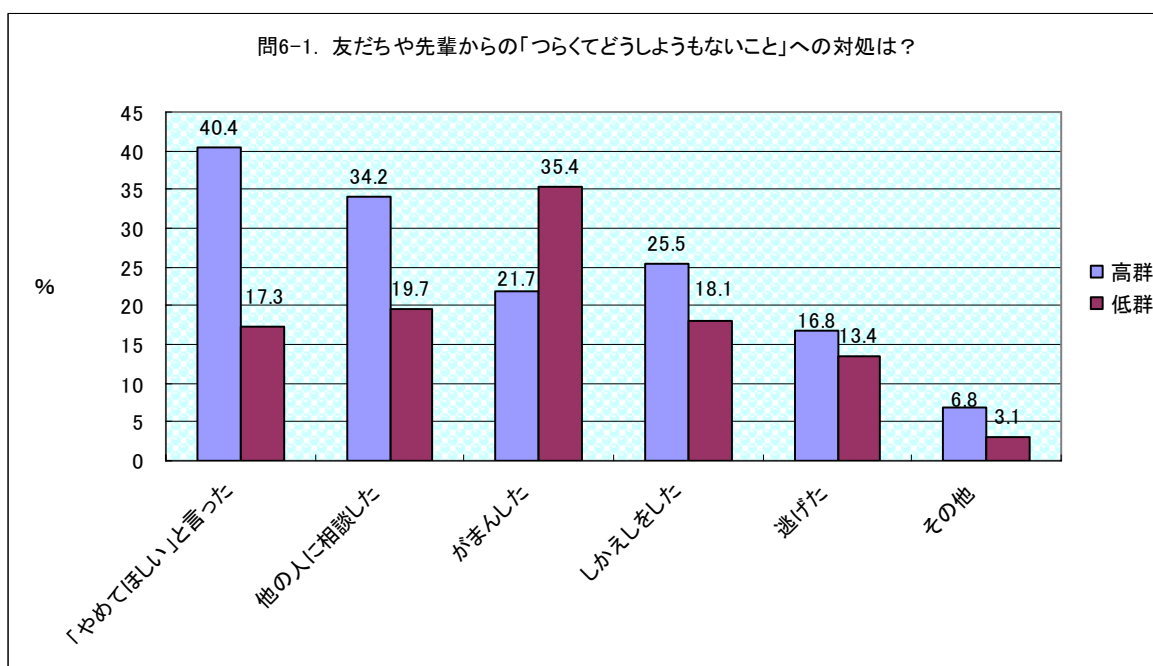
(5) 自己肯定感の高低と「つらい体験」および対処法に差はあるか

・友だちや先輩からの「つらい体験」



全体として「メールやネットで嫌なことを書かれた」以外の項目では自己肯定感の低い子どもは高い子と比較して「つらい体験」をしている割合が高い。

・自己肯定感の高低による「友だちや先輩からのつらい体験」の対処法の相違



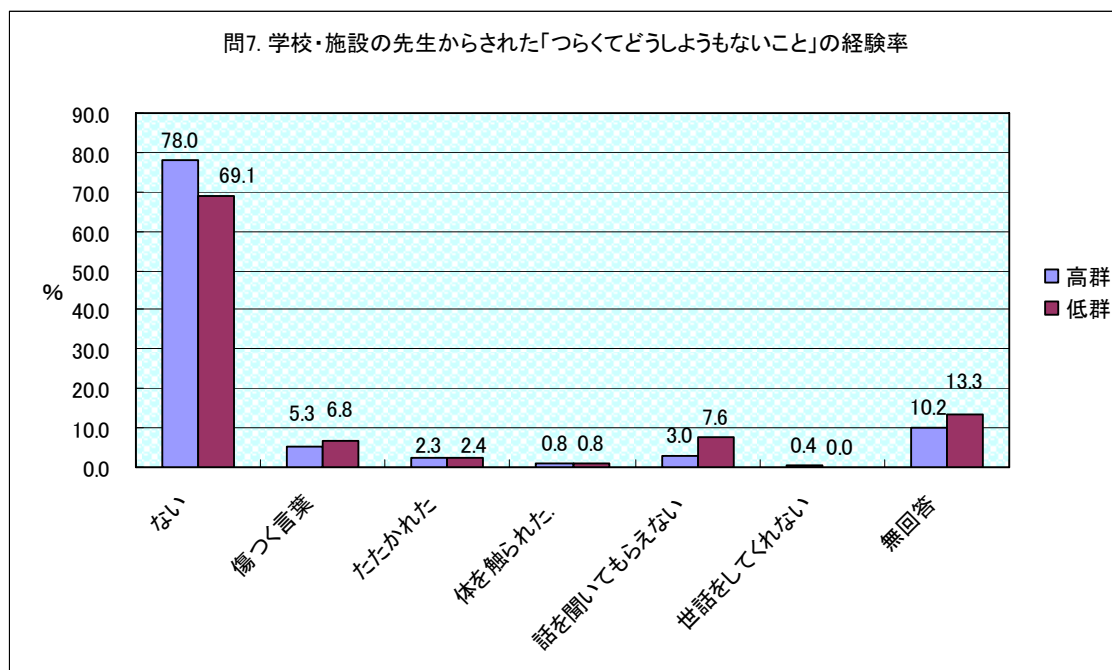
自己肯定感の高い子どもは低い子どもと比較して、「やめてほしい」と主張したり、誰かに相談する割合が高い。他方、自己肯定感の低い子どもは「つらい体験」を「我慢する」という方法でしのいでいることが示されている。

以上のように、自己肯定感の低い子どもは、高い子どもと比較して「つらい体験」時に選択する手段が乏しいことがうかがえる。

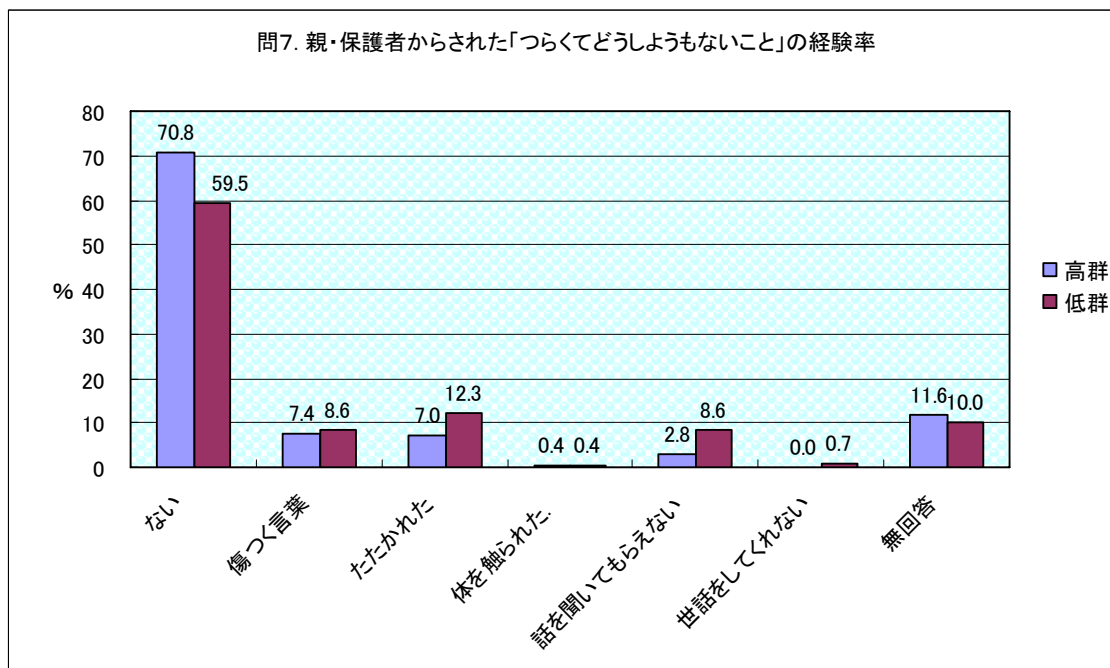
自己肯定感の高い子どもは、友だちからの「つらい体験」に対して様々な対処法を持っている。他方、自己肯定感の低い子どもは、「つらい体験」の経験率が比較的高く、対処法は「我慢する」が多い。

・自己肯定感の高低による「おとなからのつらい体験」の対処法の相違

「おとなからのつらい体験」特に「学校・施設の先生」および「親（保護者）」から受けた「つらい体験」と、経験時にどのような対応をとったかを比較した。

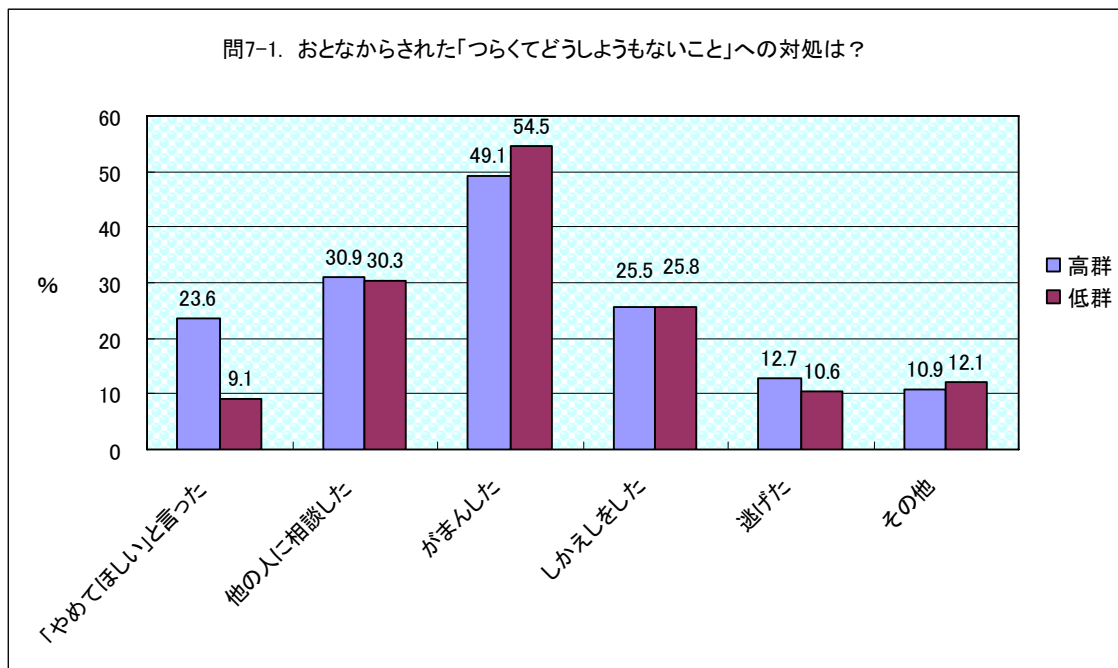


学校・施設の先生から「つらい体験」については、「ない」の相違に示されるように（自己肯定感の高い子ども 78.0%、低い子ども 69.1%）、自己肯定感の低い子どもは、高い子どもと比較して、やや高い。自己肯定感の高い子どもは、「話をきいてもらえない」と感じる割合が低い。



親・保護者からの「つらい体験」については、「ない」の相違に示されるように（自己肯定感の高い子ども 70.8%、低い子ども 59.5%）、自己肯定感の低い子どもは、高い子どもと比較して、親（保護者）からされた「つらくて、どうしようもないこと」を経験した割合がやや高い。

自己肯定感の高い子どもは、「つらい体験」の中で「話をきいてもらえない」と感じる割合が低い点に特徴があり、他方、自己肯定感の低い子どもは、親・保護者から「たたかれた」経験が、やや高い割合を示している。



友だちからの「つらい体験」と異なり、おとなたちからの「つらい体験」については、自己肯定感の高低に関わらず、子どもは主として我慢する方法を選ぶ傾向がある。ただし、おとなからの「つらい体験」の際に、「やめてほしいと言った」割合は、自己肯定感が低い子どもは (9.1%) 低く、自己肯定感の高い子ども (23.6%) との差が大きい。

おとなからの「つらい体験」の際に、子どもたちは全般的に「我慢する」対処法をとりがちだが、特に自己肯定感の低い子どもは、高い子どもと比較して、おとなに自分の気持ちや意見を表明しない点に特徴がある。

3 自己肯定感からみた子どもが求める相談・救済機関と利用状況

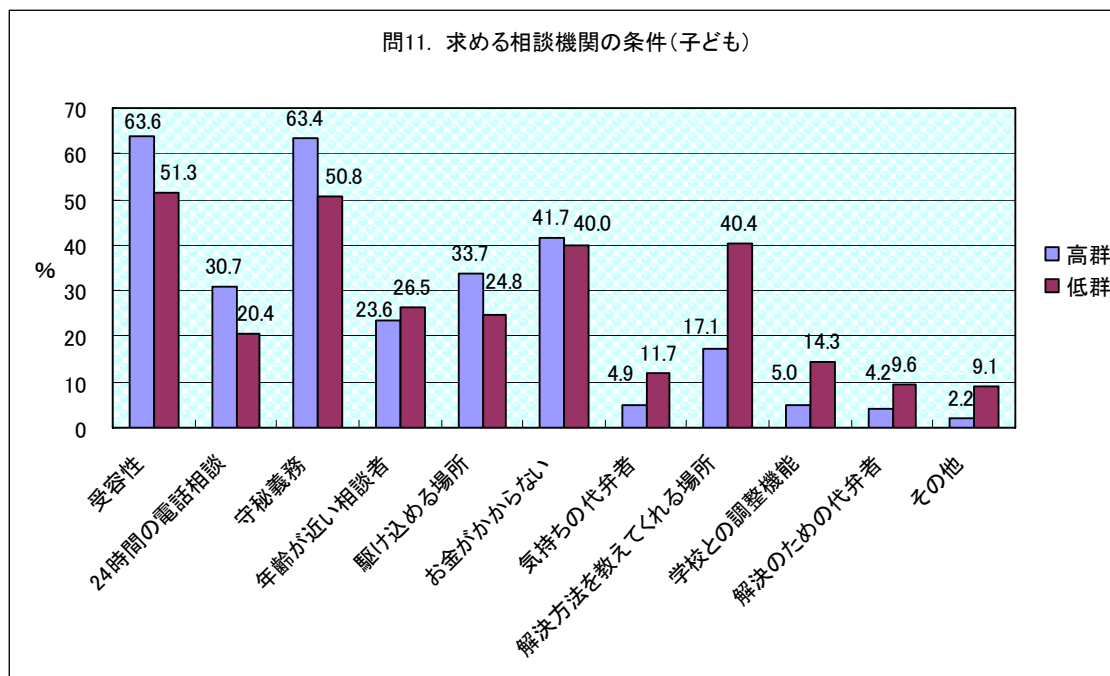
(1) 自己肯定感の高低で子どもが求める相談機関に差はあるか

全体として、受容性（どんな話も聞いて受け止めてくれるところ）と守秘義務（ひみつが守られるところ）は、自己肯定感の高低の両方において 50%を超える値を示していることから、自己肯定感の高低に関わらず、「子どもの望む相談場所」の前提条件と理解できる。

しかし、自己肯定感の低い子どもは高い子どもと比較して、「自分の気持ちや意見を代わりに話してくれるところ（図では「気持ちの代弁者」と表現）」、「問題の解決方法を教えてくれるところ（図では「解決方法を教えてくれる場所」と表現）」、「学校や施設やその職員などの間に入って、問題を解決してくれるところ（図では「学校との調整機能」と表現）」、「何もしてくれない場合に解決をしてくれるよう話をしてくれるところ（図では「解決のための代弁者」と表現）」といった代弁者機能や調節機能など、解決サポートを望む割合が高い。

人権オンブズパーソンは、子どもの代弁機能や当事者の調整機能に特徴がある。また、簡単に安心して相談や救済の申し立てができ、解決に向けて改善要請を行うことのできる第三者的機関である。

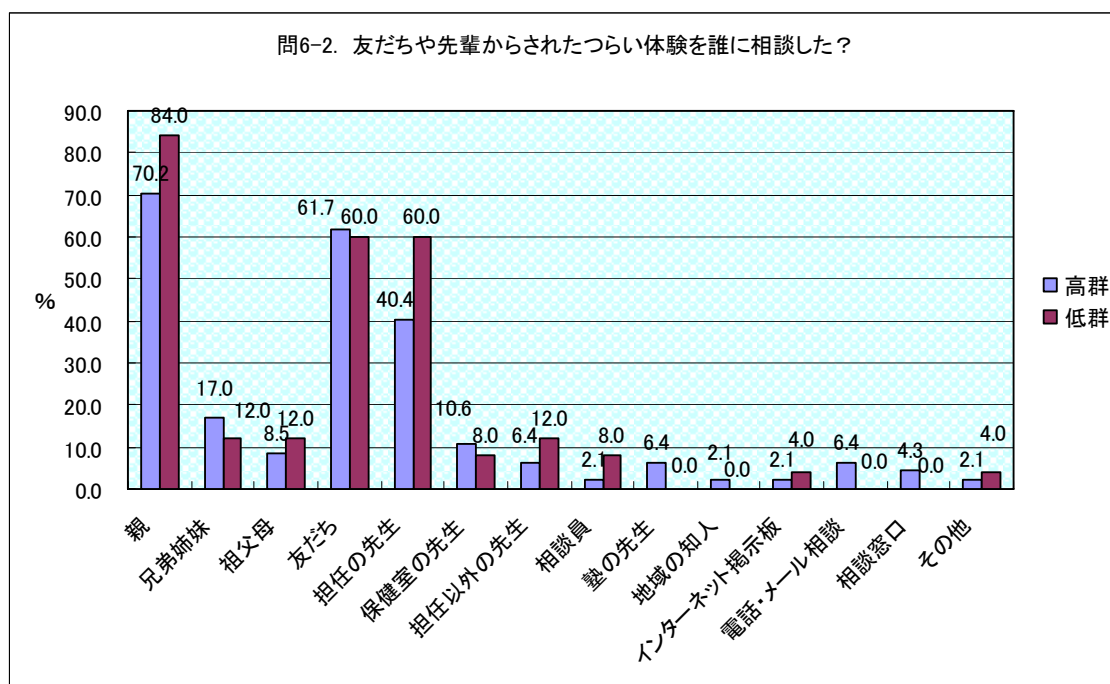
こうした特徴を考慮すると、人権オンブズパーソン機能は、自己肯定感の低い子どもの相談救済ニーズに合致するといえる。



子どもが求める相談機関には受容的であることと守秘義務が欠かせない。また、自己肯定感の低い子どもほど、人権オンブズパーソン機能を持った相談機関を求めている。

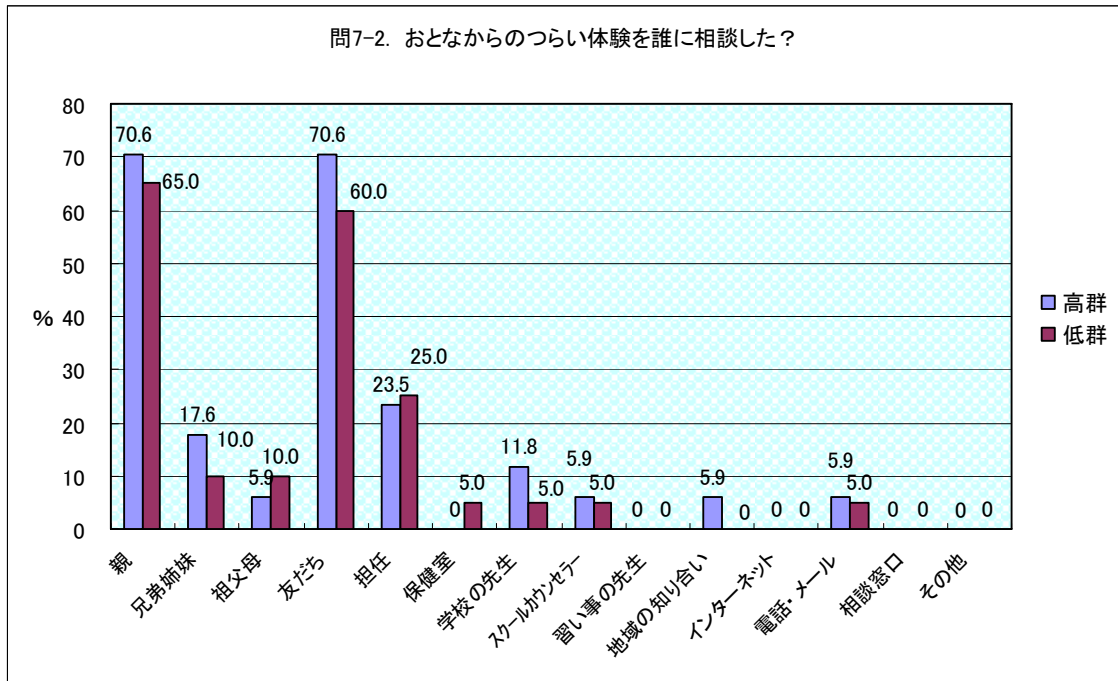
(2) 「つらい体験」をしたときの相談相手に差はあるか

自己肯定感の低い子どもは人権オンブズパーソン機能を持った相談機関を求めているが、子どもたち（特に自己肯定感の低い子どもたちに）が、誰に相談しているかについて、「友だちや先輩からのつらい体験を誰に相談したか」「おとなからのつらい体験を誰に相談したか」を手がかりに検討した。



友だちとのトラブルにおいて、自己肯定感の高い子どもは、相対的に多様な社会資源を利用する傾向がある。一方、自己肯定感の低い子どもは、親、担任の先生、相談室（スクールカウンセラーなど）の利用割合が高いものの、相談機関の窓口を利用していないことがうかがえる。

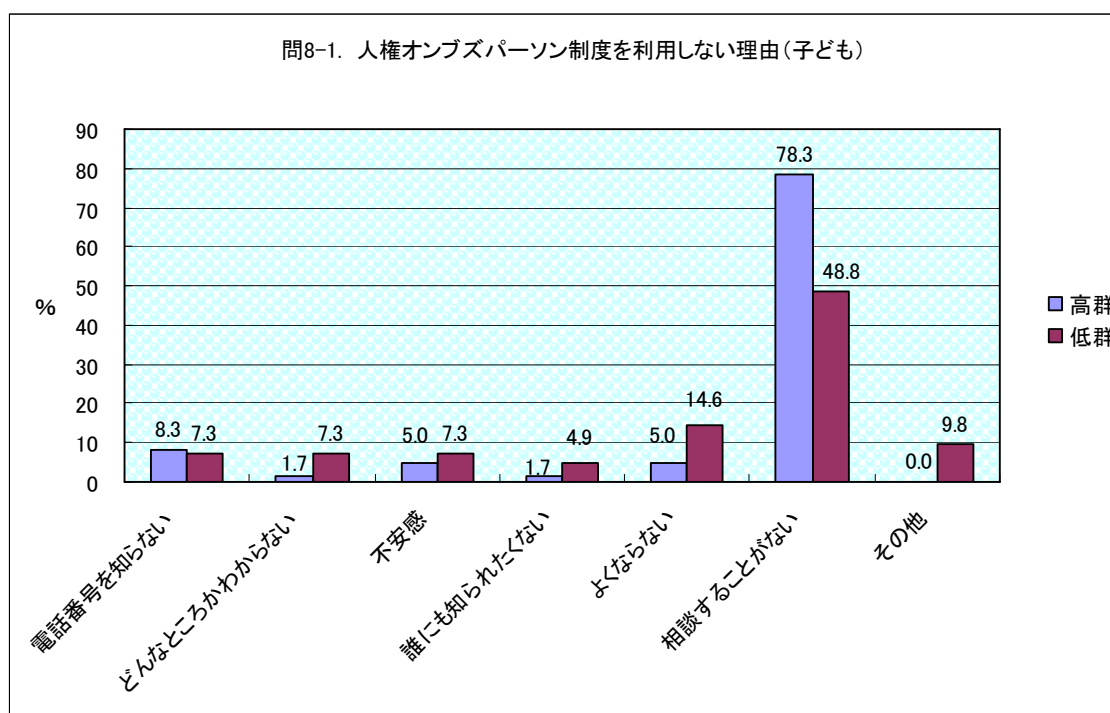
問7-2. おとなからのつらい体験を誰に相談した？



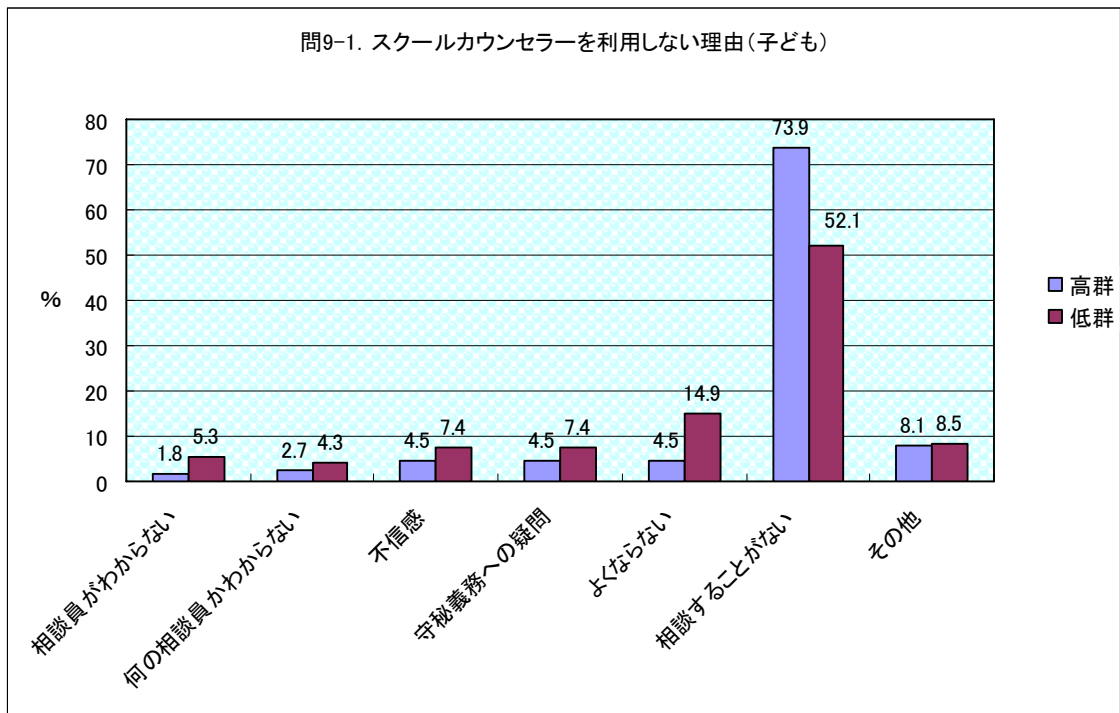
(3) どうして相談・救済機関を利用しないのか

おとなからの「つらい体験」においても、相談機関の窓口は利用されていないが、特に人権オンブズパーソンは、自己肯定感の低い子どもの相談ニーズに合致しているにもかかわらず、利用されていないのは何故だろうか。

「人権オンブズパーソンを知っているが、利用したことはないのはなぜですか」の結果をもとに検討した。自己肯定感の低い子どもは相対的に人権オンブズパーソンの内容をよく知らず（どんなところかわからない）、不安感（ちゃんと相談にのってくれるか不安だから）がやや高く、防衛意識（だれかに知られたくないから）が高いが、なによりも「相談してもよくなる」と認識する傾向がある。「相談することがない」を除けば、自己肯定感の低い子どもがオンブズパーソン制度をより円滑に利用しやすくなるためには、上の4つの要因の克服が課題となる。



とりわけ大きな差を示したものが「相談してもよくなる」（自己肯定感の高い子ども 5.0%、低い子ども 14.6%）であった。また、ほぼ同様の傾向がスクールカウンセラーに対しても見られた（問 9-1）。自己肯定感の低い子どもは、相対的に相談・救済機関にネガティブな印象をもっていることがうかがえる。

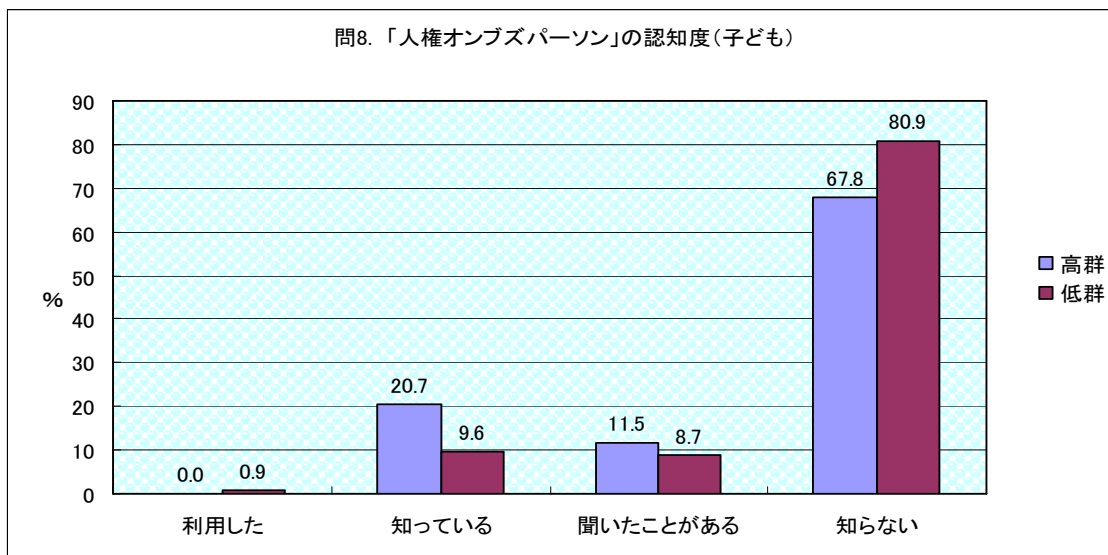


自己肯定感の低い子どもは、特に「相談してもよくなるしない」という気持ちが相対的に強く、それが相談・救済機関に対してネガティブな影響を与えていると考えられる。同様の傾向はスクールカウンセラーについても言える。

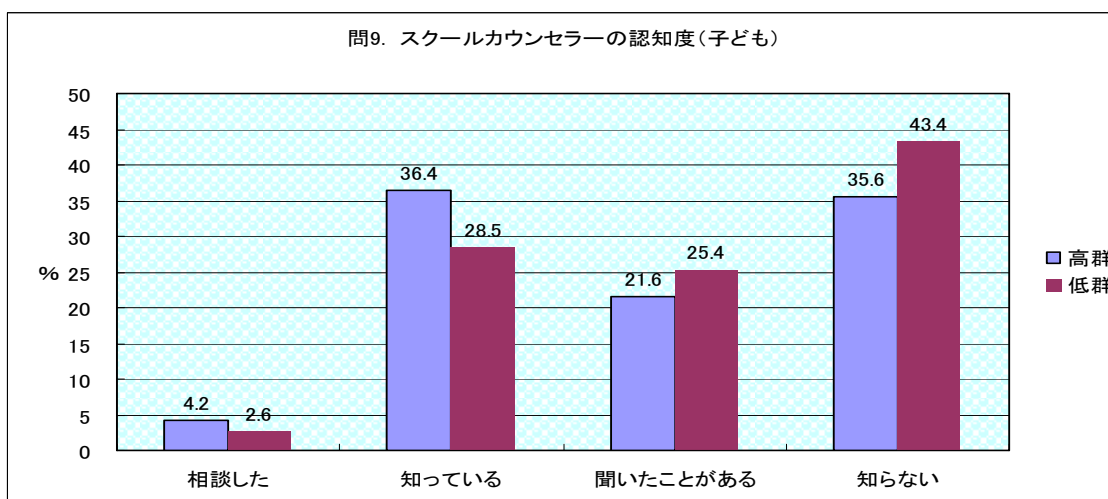
(4) 自己肯定感の高低で相談機関及び条例の認知度に差はあるか

(ア) 相談機関の認知度の相違

自己肯定感の高低により、相談・救済機関の認知度に差があるかについて、「人権オンブズパーソンを知っていますか」および「スクールカウンセラーや心のかけはし相談員を知っていますか」を検討した。



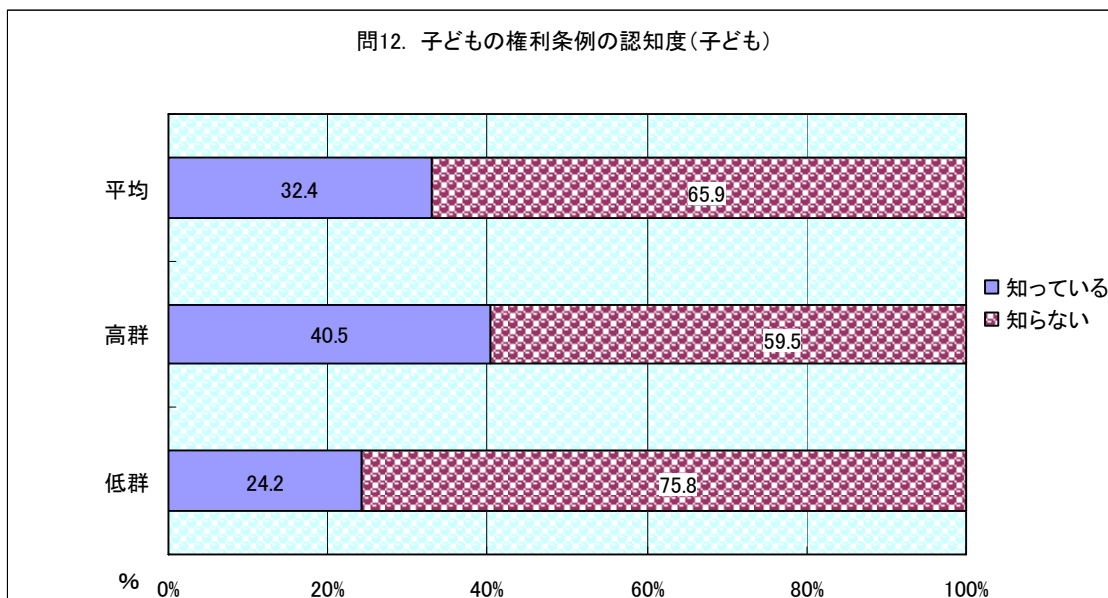
全体では70.8% (P24の図16)の子どもが「人権オンブズパーソンを知らない」と答えており、これを自己肯定感別に検討すると、自己肯定感の高い子どもは67.8%が、低い子どもでは80.9%が「知らない」と回答している。自己肯定感が高い子どもと比較して低い子どもは、相談・救済機関の認知度が低い傾向がある。これは、スクールカウンセラーや心のかけはし相談員についても見られる。



自己肯定感の低い子どもは、相対的に相談救済機関についての認知度が低い傾向がある。

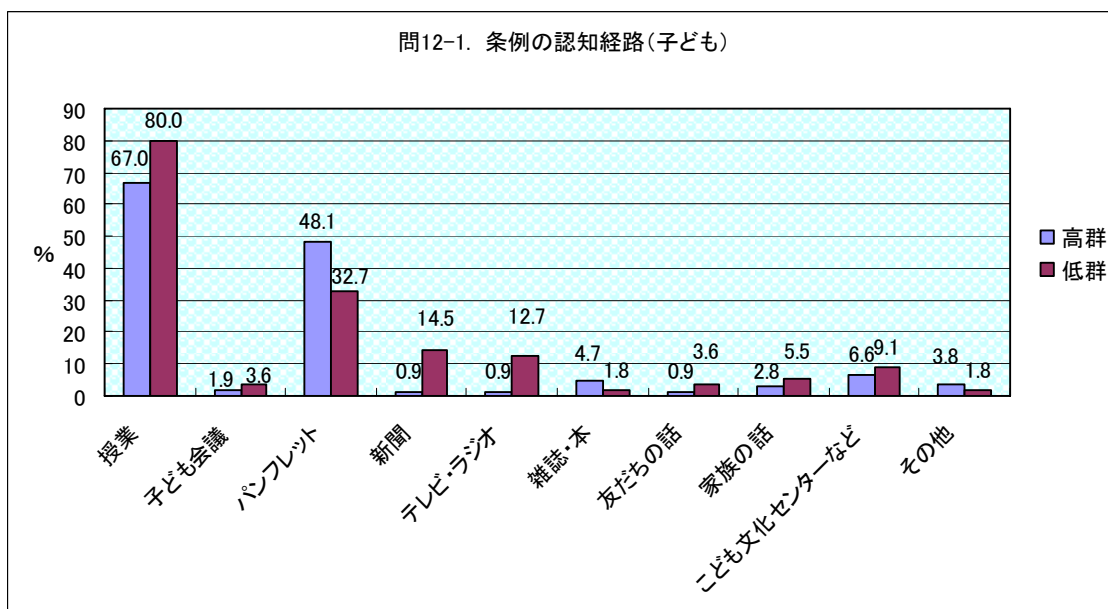
(イ) 子どもの権利条例に関する認知度の相違

自己肯定感の高低で子どもの権利条例の認知度で差が見られるかを検討した。



自己肯定感の低い子どもは相対的に子どもの権利条例に関する認知度が低いことが理解できる。他方、自己肯定感の高い子どもは子どもの権利条例を相対的に知っている割合が高い。実数では自己肯定感の高い子どもが106人(40.5%)、低い子どもが55人(24.2%)であった。

なお、どうして認知度に差ができてしまうのかを認知経路の差から検討した。

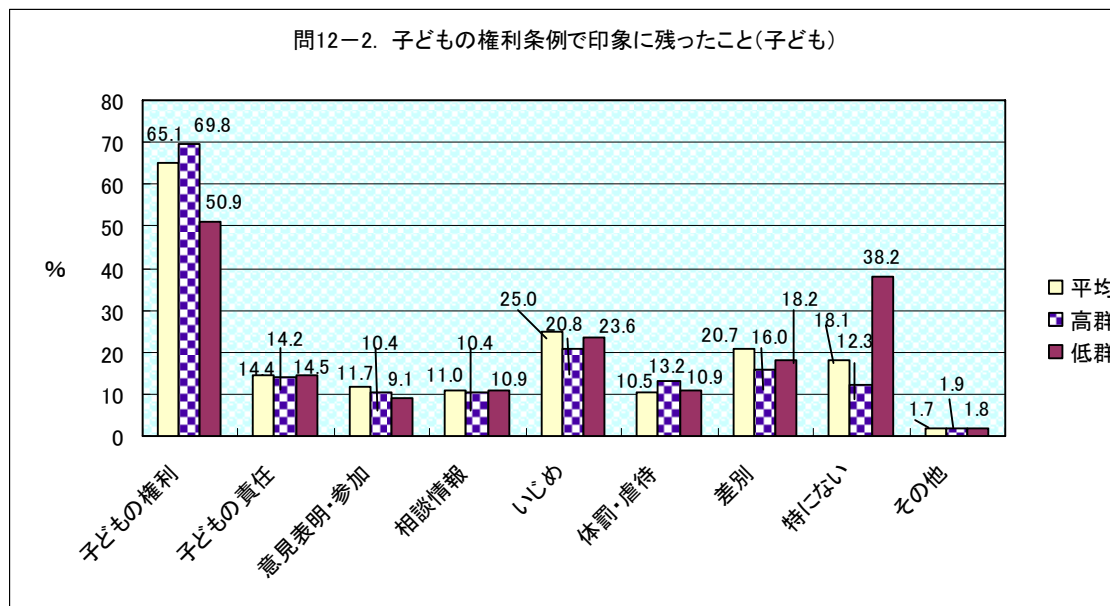


授業が大きな情報源(認知経路)になっている点は共通しているが、自己肯定感が低い子どもには特にパンフレットなどが有効に機能していない(自己肯定感の高い子ども

48.1%に対して低い子どもは32.7%) 点に特徴がみられる。

(5) 子どもの権利条例に関する印象に差はあるか

自己肯定感の低い子どもは相談・救済機関の基礎となる「子どもの権利条例」に対してどんな印象を持っているかを検討した。

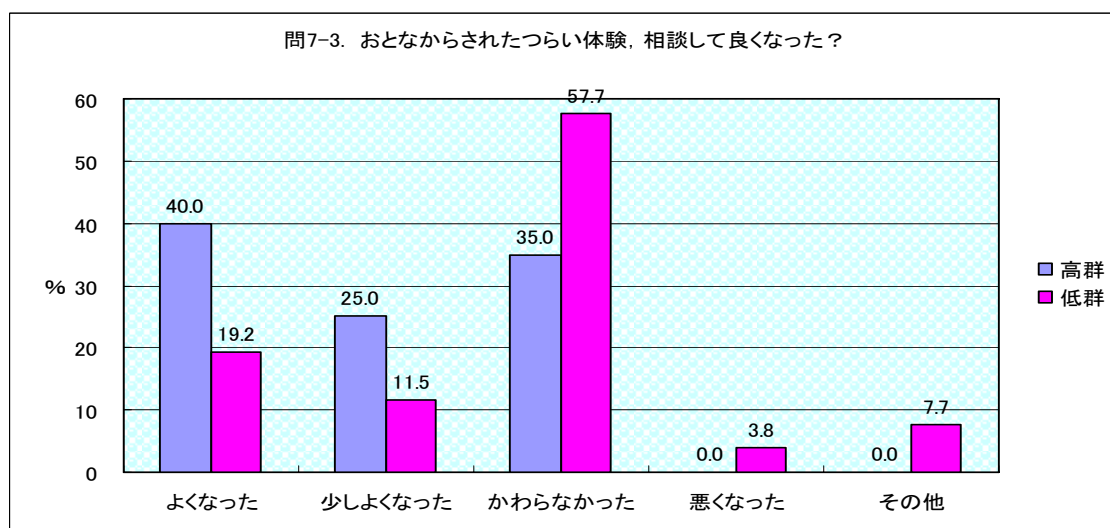
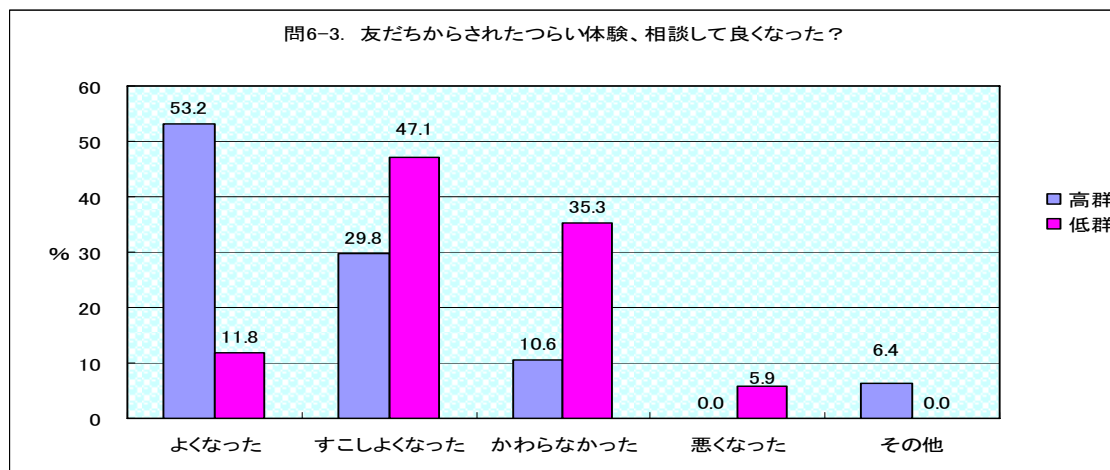


子どもの権利条例を知っている子どものうち平均では、「子どもの権利」が最も印象に残った(65.1%)と回答しており、ついで「いじめ」(25.0%)、「差別」(20.7%)の順となる。これを踏まえて上のグラフを検討すると、自己肯定感の高い子どもは平均と同様の順位だが、自己肯定感の低い子どもは「子どもの権利」が最も多い(50.9%)ものの、ついで「特にない」の割合(38.2%)が大きいことが特徴的である。自己肯定感の高低で「子どもの責任」や「いじめ」「体罰」などの他の項目に対する印象に差はないが、「子どもの権利」だけは平均と比較しても印象が弱く、また「特に(印象に残ったことは)ない」と回答する割合が高い。子ども権利条例に対してやや距離感を持っていることがうかがえる。

自己肯定感の低い子どもは、子どもの権利条例の印象の中で、特に「子どもの権利」に関する印象が弱く、また「特にない」とする割合も高い。

(6) 相談した結果が子どもに及ぼす影響について差があるか

友だちやおとなに「つらいこと」をされたとき、誰かに相談した結果の認識（子どもがどう思ったか）について、自己肯定感の高低による検討を行った。



自己肯定感の高い子どもは「相談した結果」を相対的にポジティブに解釈する傾向があるのに対し、低い子どもはネガティブに認識している割合が高いことがうかがえる。

自己肯定感の低い子どもは主として「我慢」という方法を選択する傾向があった（前述 33 ページ、36 ページ）が、その理由は、相談しても「変わらなかった」「悪くなった」経験が多いことも原因の一つと考えられる。以上のように考えると、自己肯定感の低い子どもの「変わらなかった」「むしろ、悪くなった」相談体験に対して、いかに働きかけるかが重要であろう。

自己肯定感の高い子どもは、相談した結果、ポジティブな結果を得た経験が相対的に多く、低い子どもは相談した結果、ネガティブな結果を得た経験が多い。

以上の結果、自己肯定感の低い子どもは代弁者機能や調整機能を持つ相談機関を求めていることが明らかとなった。この意味で、「人権オンブズパーソン」は、特に自己肯定感の低い子どものニーズに合致した相談・救済機関といえる。

しかし、自己肯定感の低い子どもは、相対的に相談・救済機関の認知度が低く、さらに相談機関そのものに若干ネガティブな印象をもつことが明らかにされた。同様の傾向は子どもの権利条例にも示されていた。

相談機関がネガティブな印象を与える原因として、とりわけ「相談してもよくなると思う」という気持ちに自己肯定感の高低による差がみられた。今後の課題としては、こうした要因への配慮を含めて、全体的な相談機関の認知度を高めることが求められる。

自己肯定感の高い子どもは、「相談した結果」を相対的にポジティブに解釈する傾向があるのに対し、低い子どもはネガティブに認識している割合が高い。

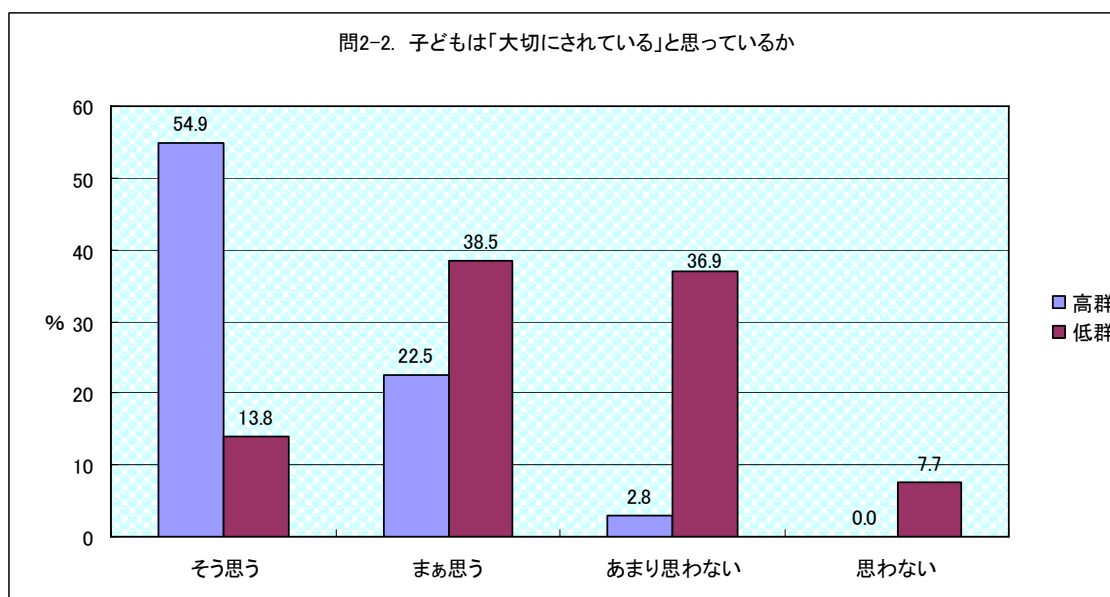
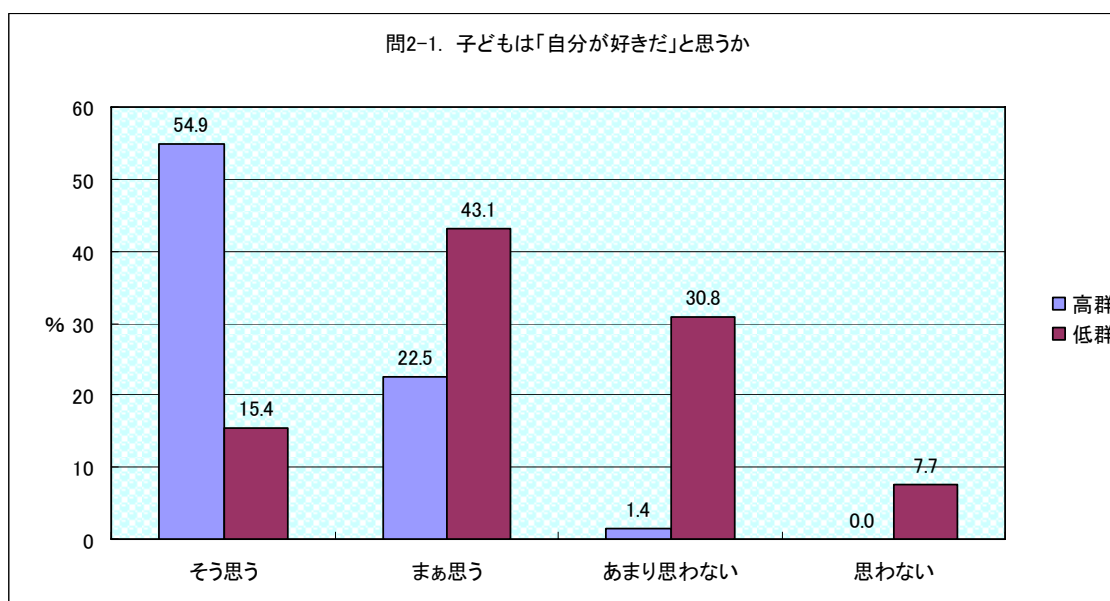
自己肯定感の低い子どもが相談救済に対してネガティブな印象を抱いてしまう理由の一つは、相談してもよくなかった経験を彼ら彼女らが持っているためと思われる。換言すると、相談してよくなった経験を増すことが自己肯定感の上昇につながる可能性もある。

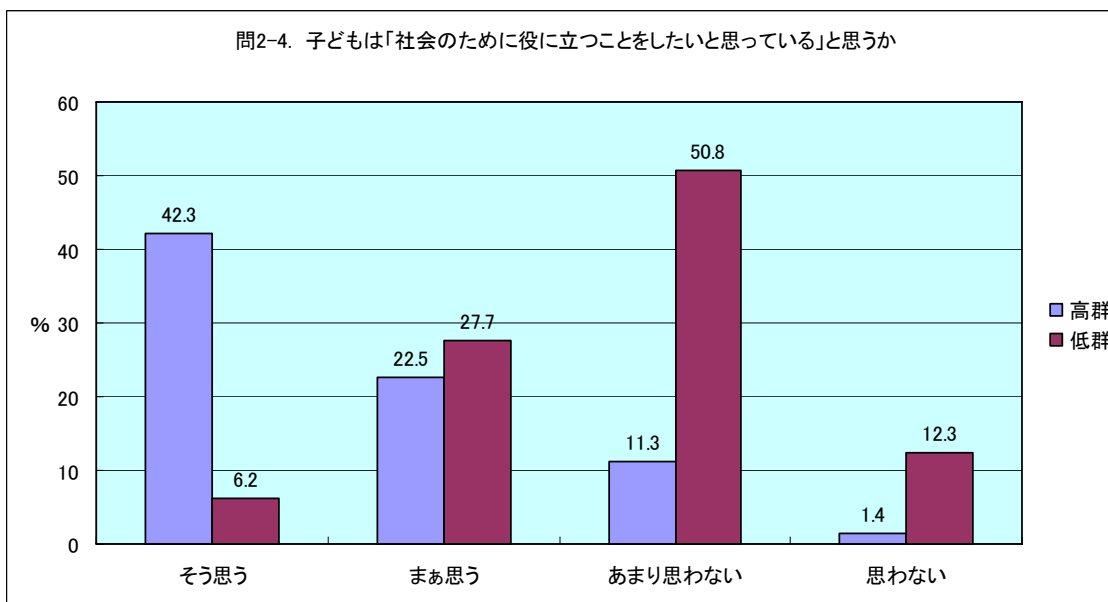
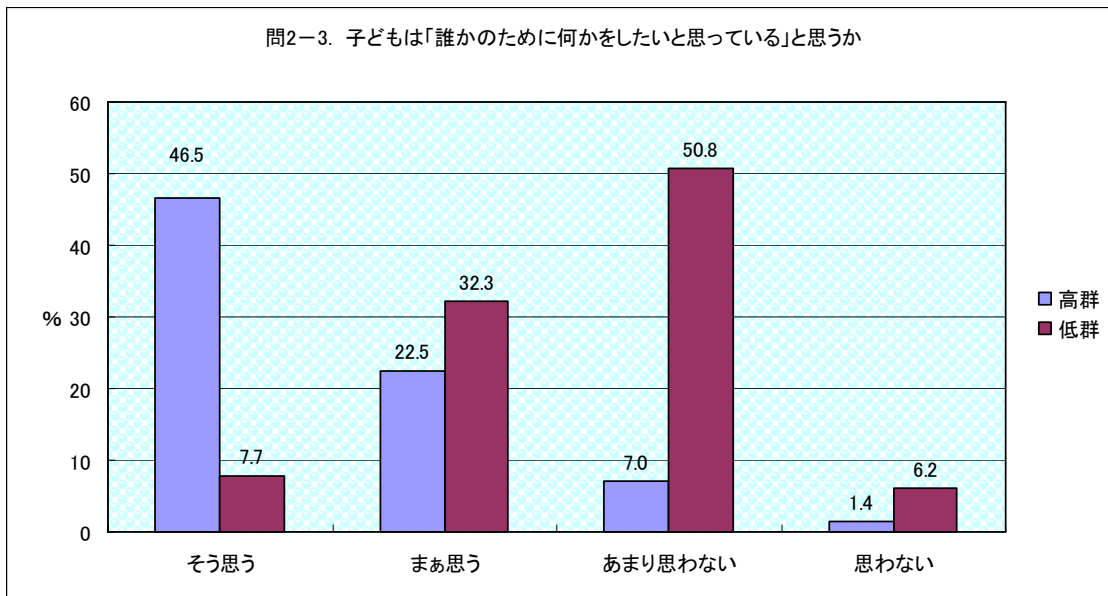
過去の「うまくいかなかった体験」を、おとなの側がどのように認識し、日常的にどのように働きかけるか、そして、どう相談・救済機関の認知度を高めていくかが今後の課題。

4 おとなの自己肯定感の高低からみた子どもとの関係性と相談・救済機関の認知度

(1) おとなの自己肯定感の高低で子どもを見る目に差はあるか

おとなの自己肯定感の高低が、子どもに対する認識にどのような影響を与えているかについて、「子どもは自分が好きだと思うか」(問2-1)、「子どもは大切にされていると思っているか」(問2-2)、「子どもは誰かのために何かをしたいと思っていると思うか」(問2-3)、「子どもは社会のために役に立つことをしたいと思っていると思うか」(問2-4)をもとに検討した。



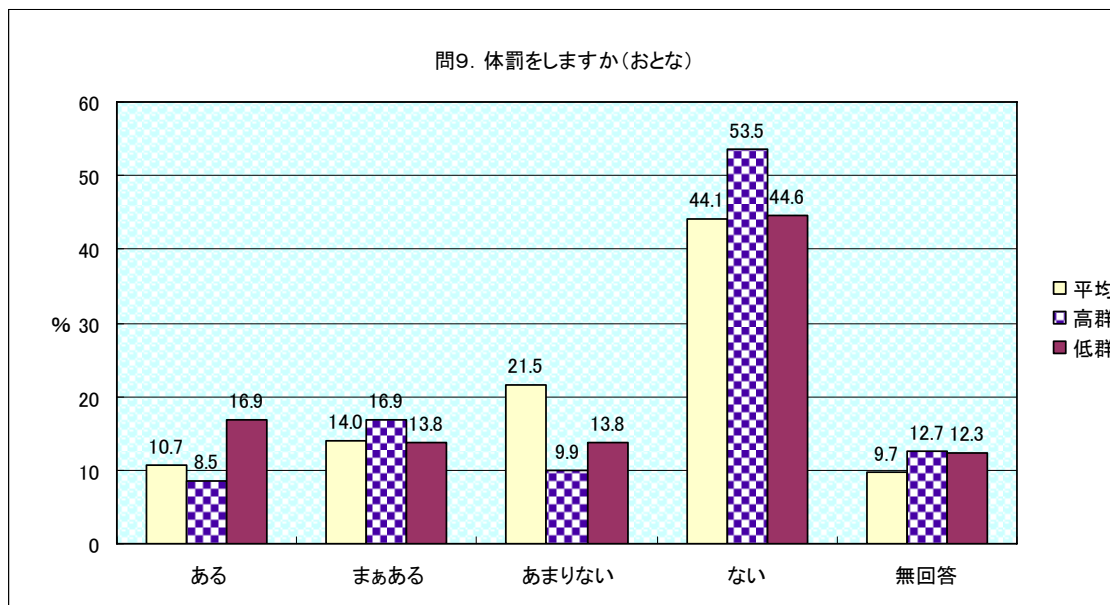


上のグラフからも示されるように、自己肯定感の高いおとなは子どもの自己肯定感を高くみる傾向、低いおとなは低くみる傾向がうかがえる。おとな自身の自己肯定感の高低は、子どもの自己肯定感を見る目に影響を与えていることが理解できる。

自己肯定感の高いおとなは、子どもの自己肯定感を高くみる。低いおとなは低くみる傾向がある。

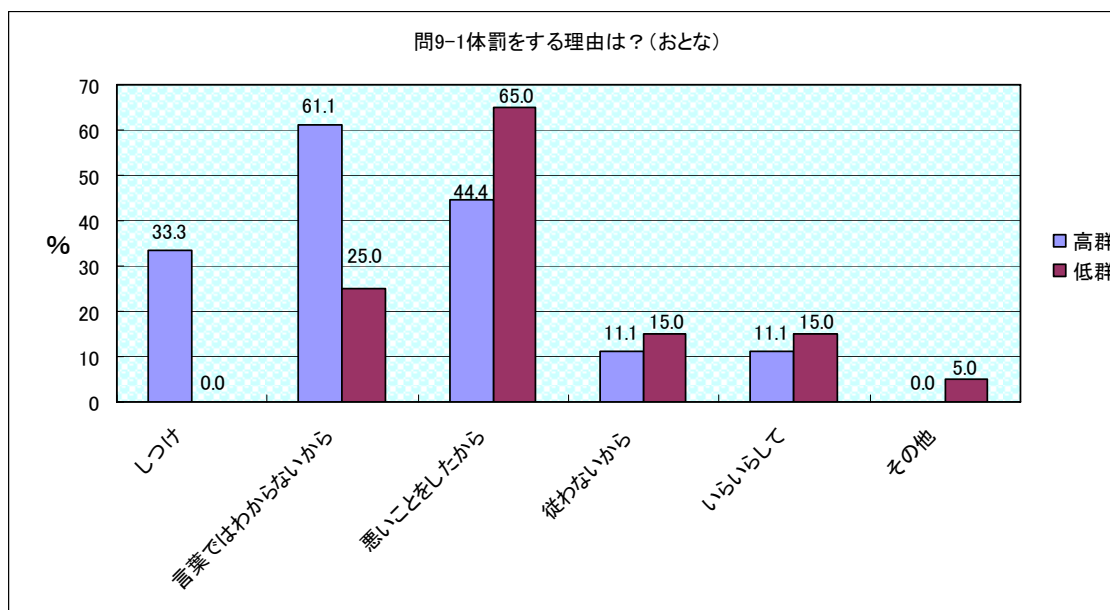
(2) おとなの自己肯定感の高低による体罰の頻度と理由に差はあるか

おとなの自己肯定感により、子どもへの具体的な行動に違いがあるのかを、体罰の頻度(問9)に注目して比較した。



自己肯定感の高いおとなは低いおとなと比較して「(体罰は) ない」の割合が高い。他方、自己肯定感の低いおとなは「(体罰が) ある」と答える割合が平均よりも高く、高いおとなとの比較では、その頻度の割合は約2倍(高いおとな8.5%に対して低いおとな16.9%)の値を示している。おとなの自己肯定感のあり方が子どもへの体罰の頻度に影響を与えていることがうかがえる。

さらに、体罰への動機の相違を検討した（問9-1）結果、自己肯定感の低いおとなの主たる理由は「悪いことをしたから」であり、理由に「しつけ」は見られない点に特徴がある。さらに低いおとなは高いおとなと比較して単数回答が多く、「悪いことをしたから」以外の理由が乏しい。一方、全体平均と比較して自己肯定感の高いおとなは「言葉で言ってもわからないから（図では「言葉ではわからないから」と表現）」が高く、「子どもが悪いことをしたから（図では「悪いことをしたから」と表現）」という理由は低い。



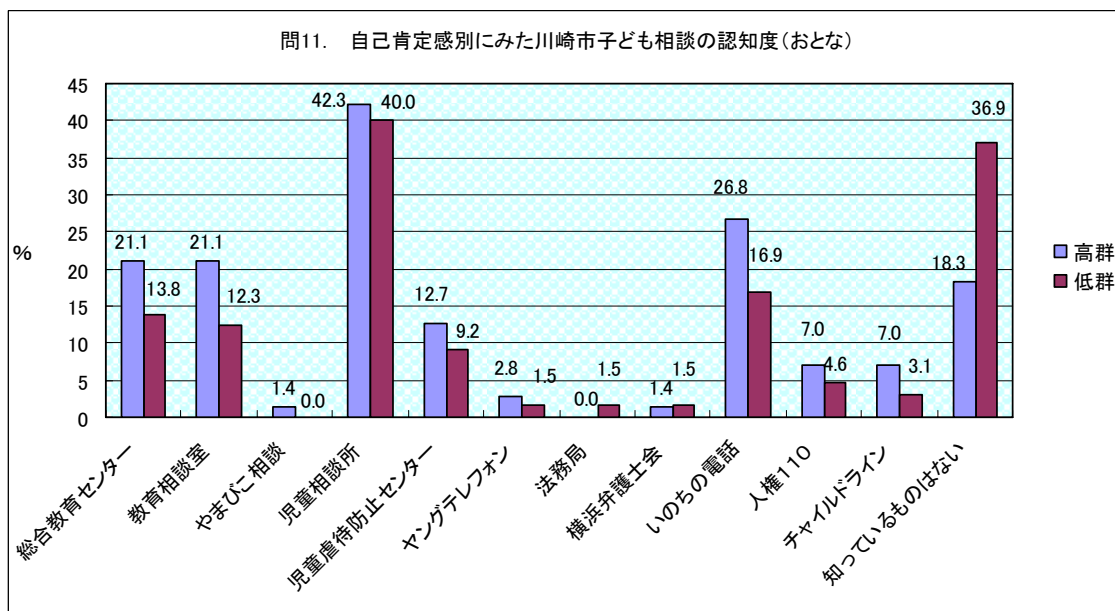
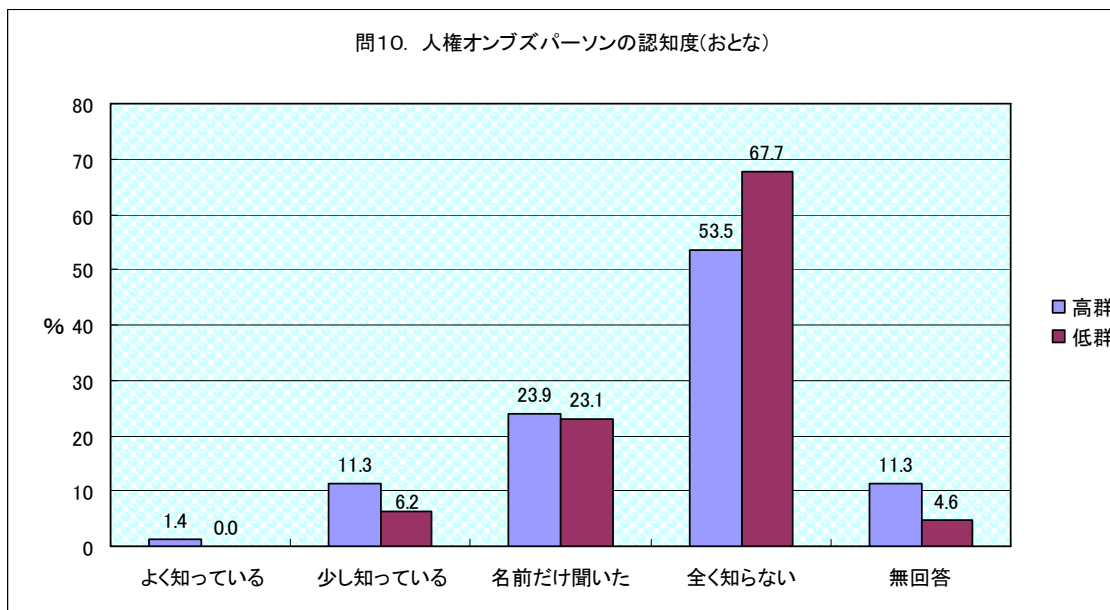
自己肯定感の高いおとなの体罰の理由は、回答が複数にまたがっているのに対し、自己肯定感の低いおとなの体罰の理由は「子どもが悪いことをしたから（図では「悪いことをしたから」と表現）」、次いで「言葉で言ってもわからないから（図では「言葉ではわからないから」と表現）」という単数回答の割合が高い。

以上のように、おとなの自己肯定感の高低が体罰の頻度とその理由に影響を与えており、自己肯定感の低いおとなは高いおとなと比較して体罰の頻度がやや多く、その理由は「悪いことをしたから」に集約される傾向がある。

自己肯定感の低いおとなは体罰の頻度がやや高く、その理由は「子どもが悪いことをしたから」に帰結させる傾向がある。

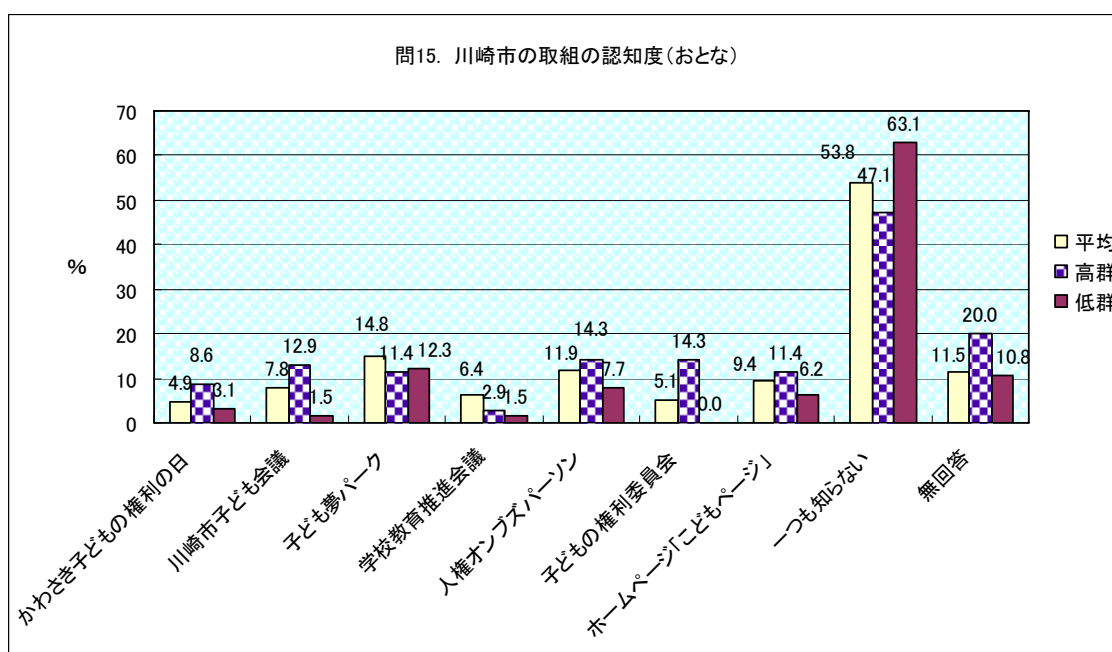
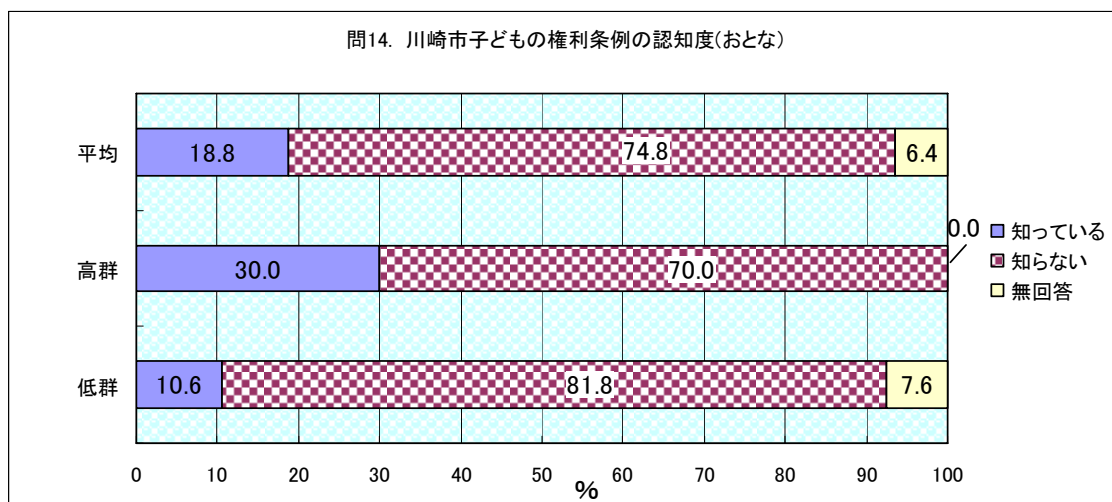
(3) おとなの自己肯定感の高低による子どもの相談・救済機関等の認知度に差はあるか

川崎市の相談・救済機関の認知度を検討した（問10、問11）ところ、自己肯定感の高いおとなは低いおとなと比較して、相談・救済機関の認知度が高いことがうかがえる。



とりわけ自己肯定感の低いおとなは「知っているものはない」の割合（36.9%）が高い。

さらに「川崎市子どもの権利条例」と「川崎市の取組」の認知度を検討した。



問 14 のグラフから、自己肯定感の高いおとなは相対的に川崎市子どもの権利条例の認知度が高いことがわかる。自己肯定感の低いおとなで川崎市子どもの権利条例を知っていた者は 65 名中、7 名である。

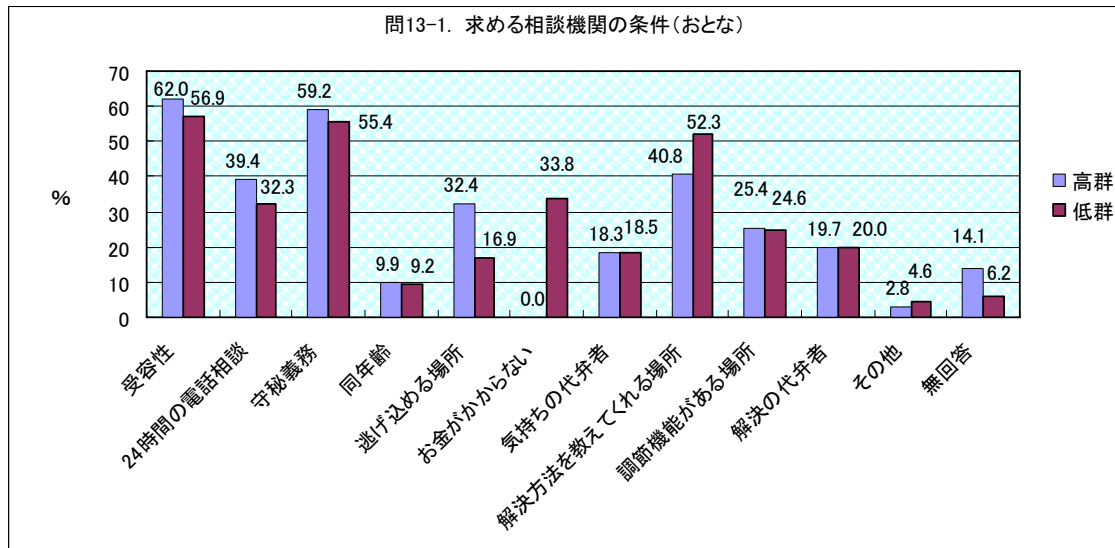
また問 15 のグラフから、自己肯定感の高いおとなは、低いおとなに比べて、川崎市子ども夢パークを除き、川崎市の取組に対する認知度が高い。自己肯定感の低いおとなは、特に「川崎市子ども会議」や「川崎市子どもの権利委員会」に対する認知度が著しく低い。

以上を総合すると、子どもの場合と同様に、自己肯定感の低いおとなは高いおとなと比較して、相談・救済制度や川崎市の取組に対する認知度が低いといえる。

子どもと同様、おとなでも自己肯定感の高いおとなは相談・救済機関や川崎市の取組への認知度が高く、自己肯定感の低いおとなは、概して相談・救済機関の認知度が低い傾向にある。自己肯定感と認知度は関連性があると考えられる。

(4) おとなの自己肯定感の高低による「求める相談・救済機関」に差はあるか

おとなの自己肯定感の高低が子どもの自己肯定感の認識と、体罰の頻度や理由、とりわけ子どもへの体罰の頻度を考慮すると、おとな自身も子どもとの関係において自己肯定感を回復する相談・救済機関があることが望ましい。そこで、自己肯定感の高低による「おとなが求める相談・救済機関」の条件を検討した（問13-1）。



子どもの結果と同様に「受容性」や「守秘義務」は高い割合を示しており、これらが一般的な相談機能の必要条件であることが理解できる。また「24 時間の電話相談」を求める割合も高い。

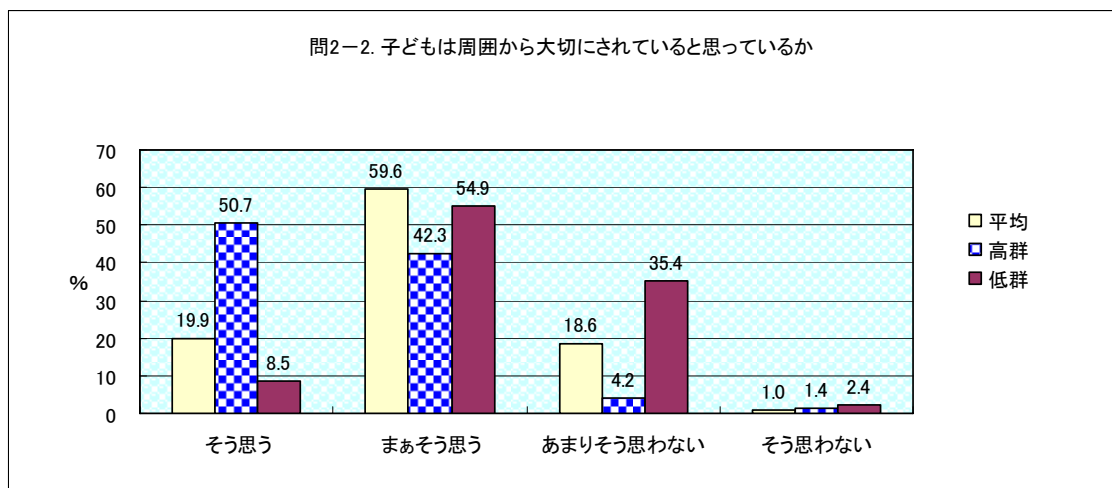
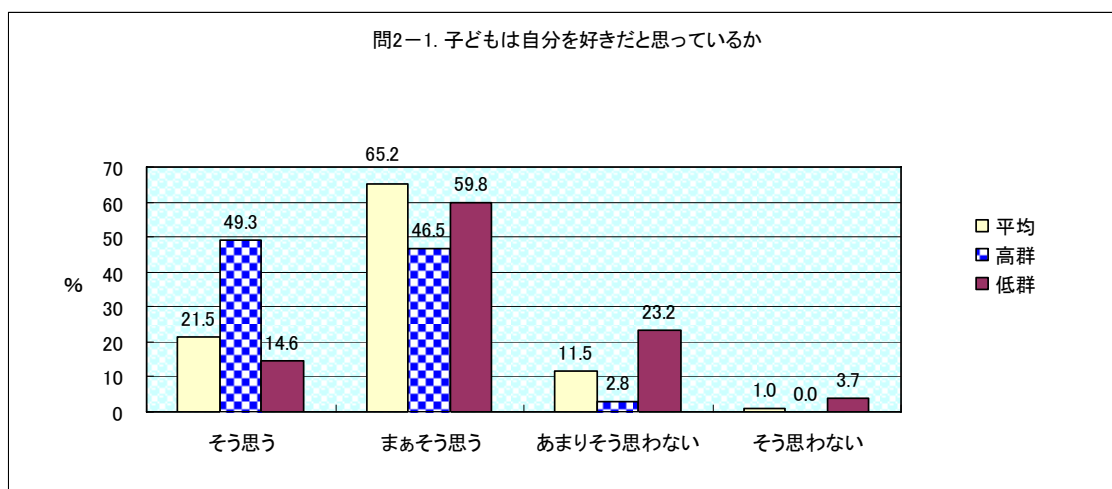
自己肯定感の低いおとなは、高いおとなと比較して、「お金がかからない」条件を求める割合が高く、自己肯定感の高低の背景に経済的要因が含まれている可能性が指摘できる。さらに、自己肯定感の低いおとなは「解決方法を教えてくれる場所」を求める割合も高い。子どもの場合と同様に、自己肯定感が低いと具体的な解決機能を求める割合が高い。他方、自己肯定感の高いおとなは低いおとなと比較して「逃げ込める場所」といった緊急時の対応（シェルター機能）を重視している傾向がうかがえる。

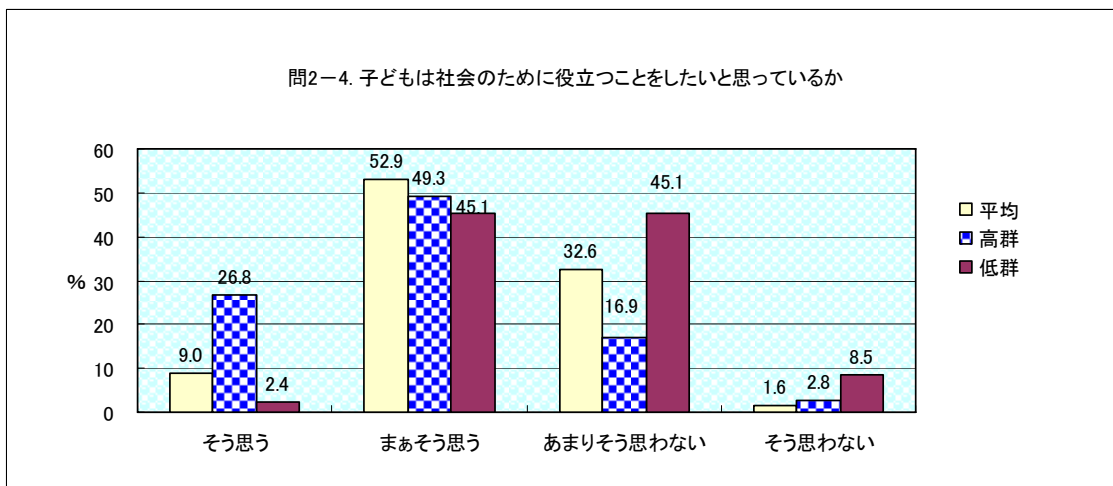
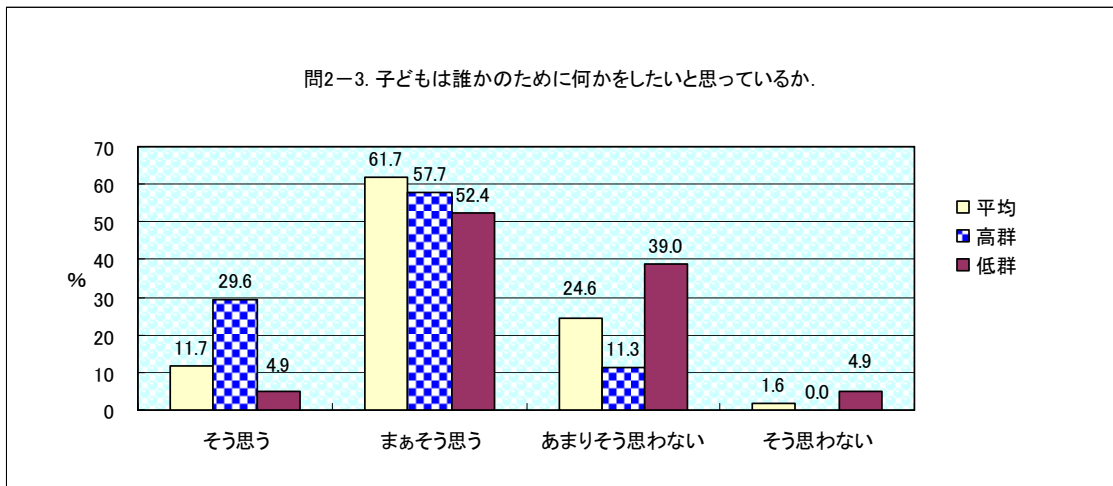
自己肯定感の高いおとなは、24 時間の相談機能やシェルター機能を重視する傾向がある。一方、自己肯定感の低いおとなが求める相談・救済機関は、経済的条件（お金がかからないこと）と解決策提供型を求めていることが特徴といえる。

5 職員の自己肯定感の高低からみた子どもとの関係性と相談・救済機関の認知度

(1) 職員の自己肯定感の高低で子どもを見る目に差があるか

職員の自己肯定感の高低が、子どもに対する認識にどのような影響を与えているかについて「子どもは自分が好きだと思うか」(問2-1)、「子どもは大切にされていると思っているか」(問2-2)、「子どもは誰かのために何かをしたいと思っていると思うか」(問2-3)、「子どもは社会のために役に立つことをしたいと思っていると思うか」(問2-4)をもとに検討した。



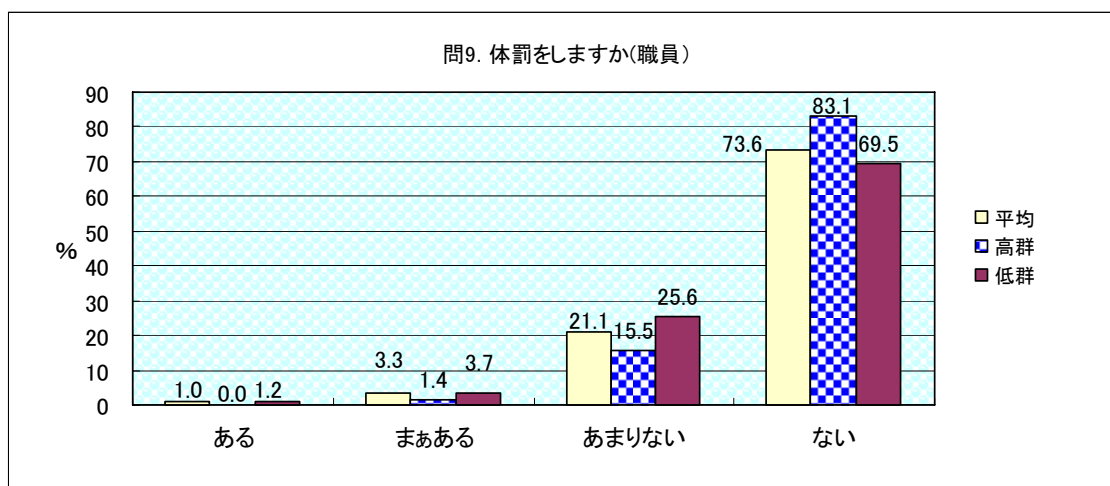


上のグラフから、自己肯定感の高い職員は子どもの自己肯定感を高くみる傾向、低い職員は低くみる傾向がうかがえる。おとなの分析と同様に、職員自身の自己肯定感の高低は、子どもの自己肯定感をみる目に影響を与えていることが理解できる。

自己肯定感の高い職員は、子どもの自己肯定感を高くみる。低い職員は低くみる傾向がある。

(2) 職員の自己肯定感の高低による体罰の頻度と理由に差はあるか

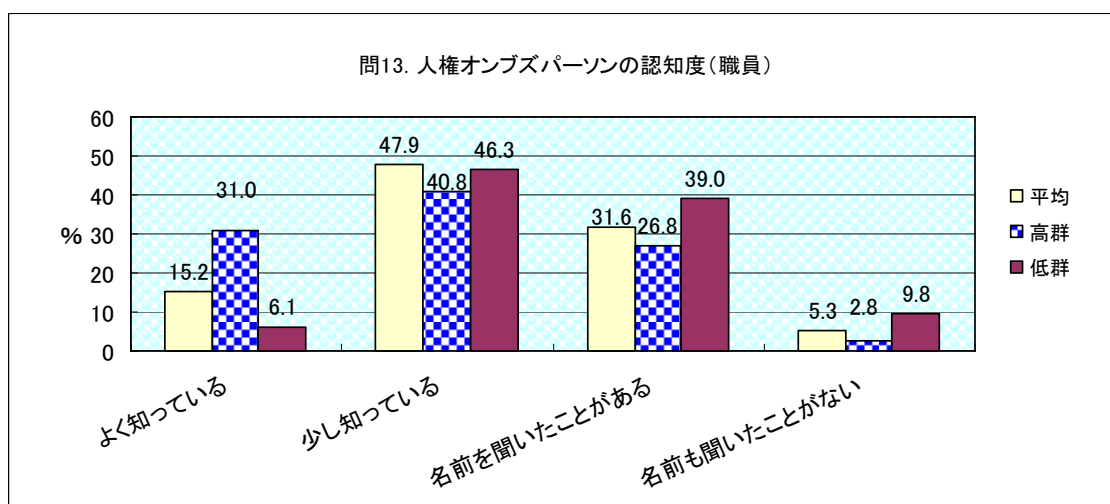
職員の自己肯定感の高低と体罰がある職場との関係をみるため、問9「あなたの職場では、体罰をすることがあるか」を検討した。

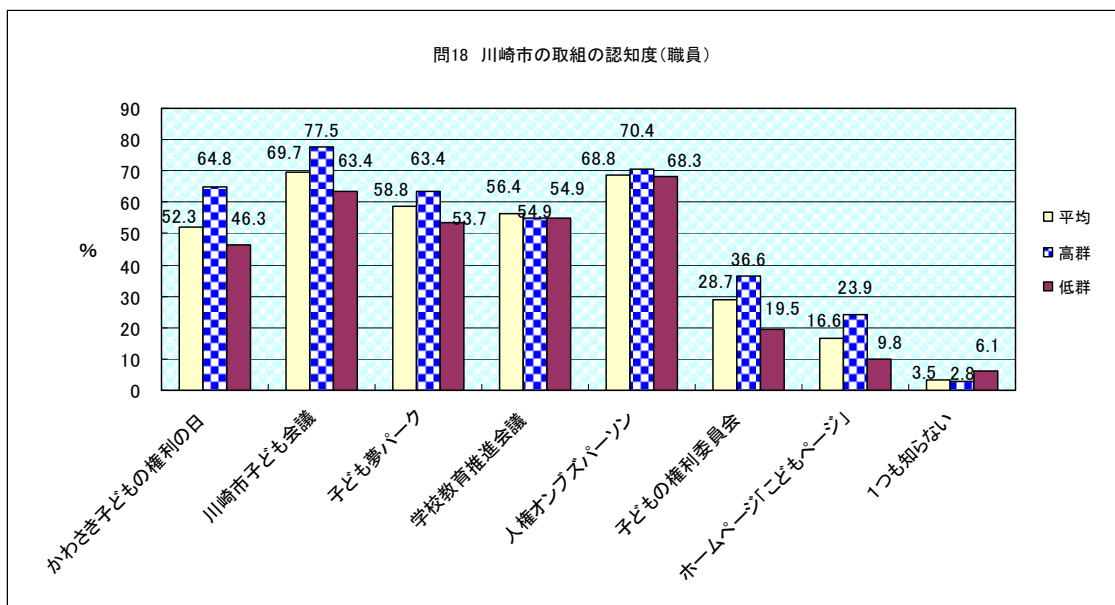
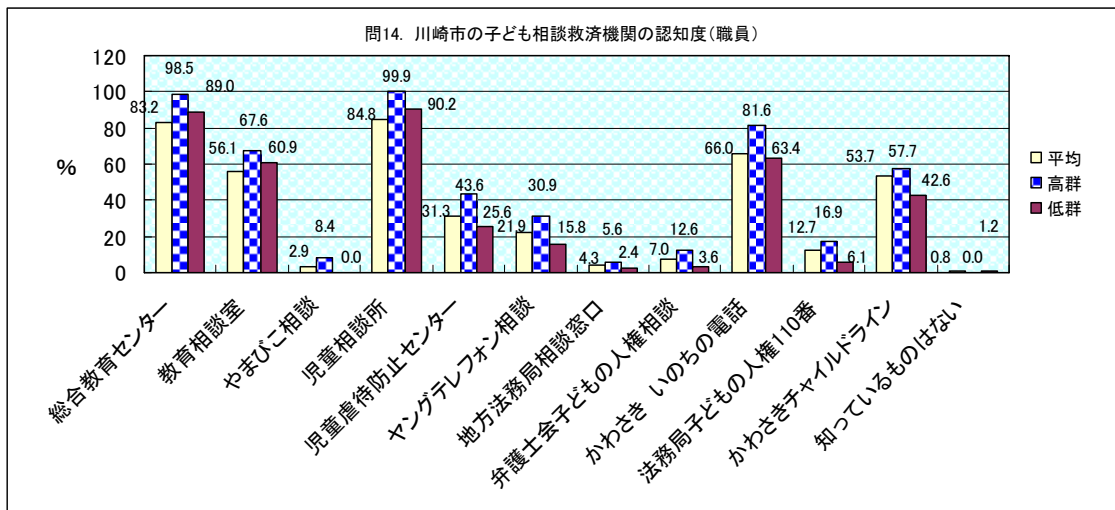


問9のグラフから理解できるように、自己肯定感の低い職員は、高い職員と比較して、体罰を行う職場環境にある割合がやや高い。自己肯定感の高い職員は平均と比較しても「ない」の割合が高く、自己肯定感と体罰が行われている環境との関連性が示唆される。

(3) 職員における自己肯定感の高低による相談・救済機関等の認知度に差はあるか

自己肯定感別に、川崎市の相談・救済機関の認知度を検討した(問13:問14:問18)。





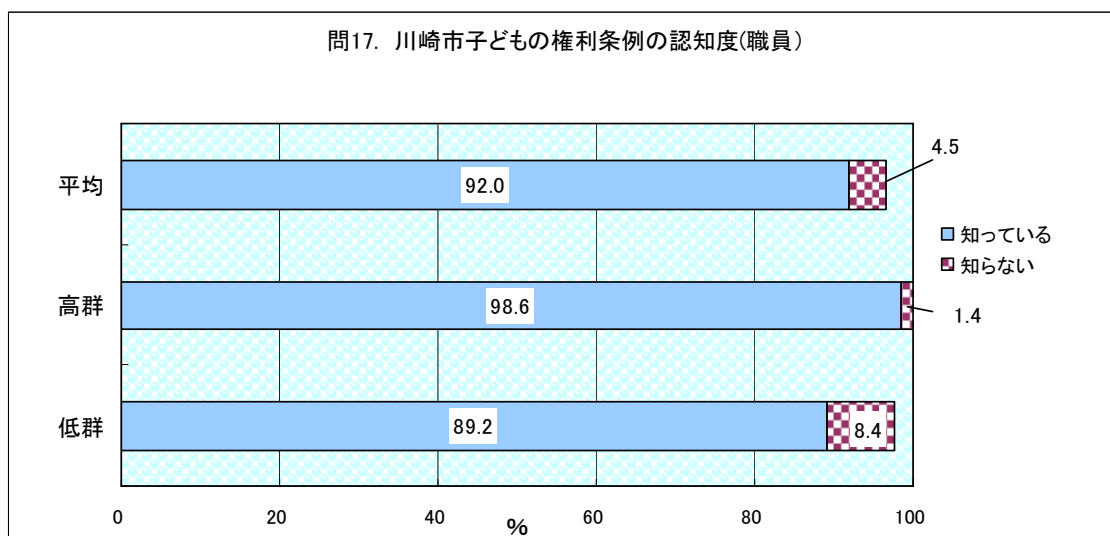
いずれのグラフにおいても、自己肯定感の高い職員は川崎市の相談・救済機関や仕組みに対する認知度が比較的高い。自己肯定感の低い職員の傾向として、法律関連の相談・救済機関および川崎市子どもの権利委員会の認知度に低い値が見られる。

自己肯定感の高い職員は相談・救済機関等の認知度が高く、自己肯定感の低い職員は、若干認知度が低くなる傾向が見られる。

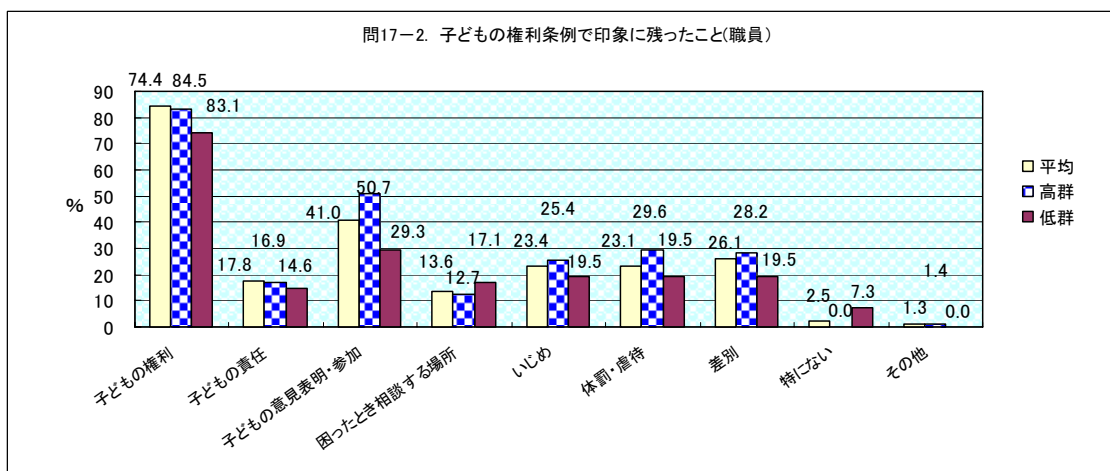
子ども、おとなと同様に、自己肯定感の高い職員は相談・救済機関の認知度が高く、低い職員は若干認知度が低くなる。職員においても自己肯定感と相談・救済機関の認知度には関連性がある。

(4) 職員の自己肯定感による川崎市子どもの権利条例の認知度に差はあるか

職員による川崎市子どもの権利条例の認知度を自己肯定感の高低で分析した。



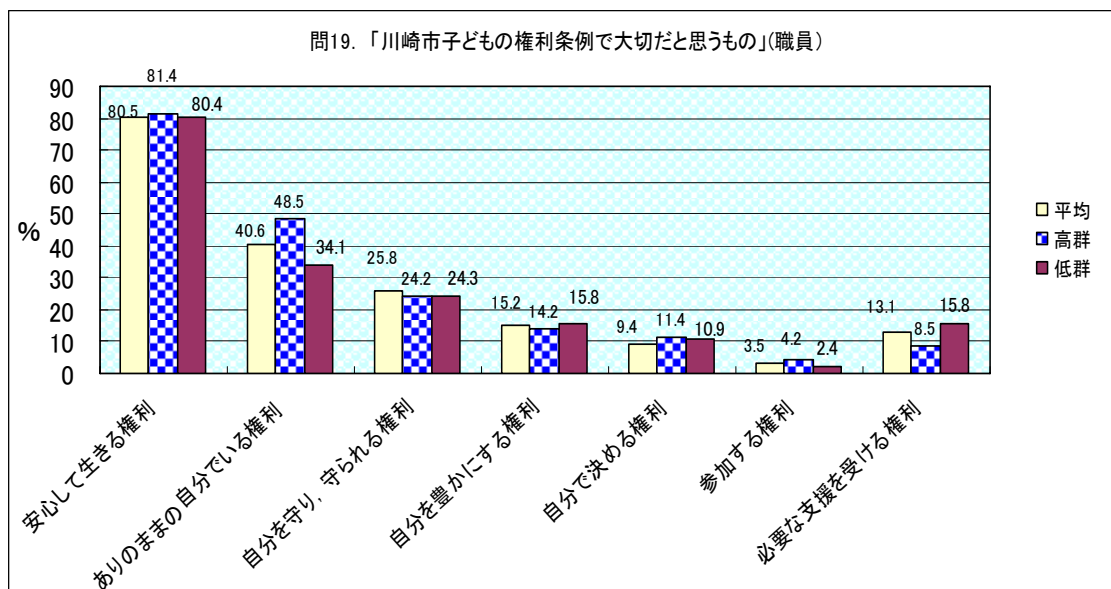
上のグラフから明らかなように、職員における自己肯定感の高低で、認知度に差が見られる。自己肯定感の高い職員のほとんどが川崎市子どもの権利条例を認知しているのに対し、自己肯定感の低い職員の中には条例を認知していない者が約1割程度(8.4%)いる。では、自己肯定感の高低により、子どもの権利条例に対する印象に差があるだろうか。



問17-2のグラフから、自己肯定感の高い職員は「子どもの権利条例」に対して、全体として印象に残った項目が多い。他方、自己肯定感の低い職員は、特に「子どもの意見表明・参加」への印象が薄く、さらに「特になし」の割合が高い傾向がある。

自己肯定感の低い職員は、特に「子どもの意見表明・参加」に対して印象が乏しい傾向がある。

また、職員の自己肯定感の高低により「川崎の子どもにとって大切だと思うもの」の内容に差が見られるかを検討した。

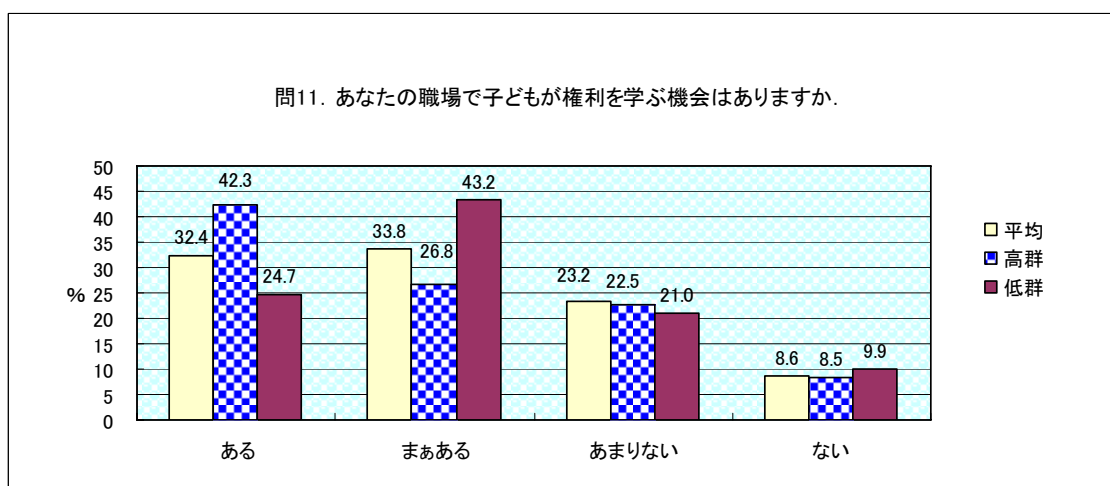
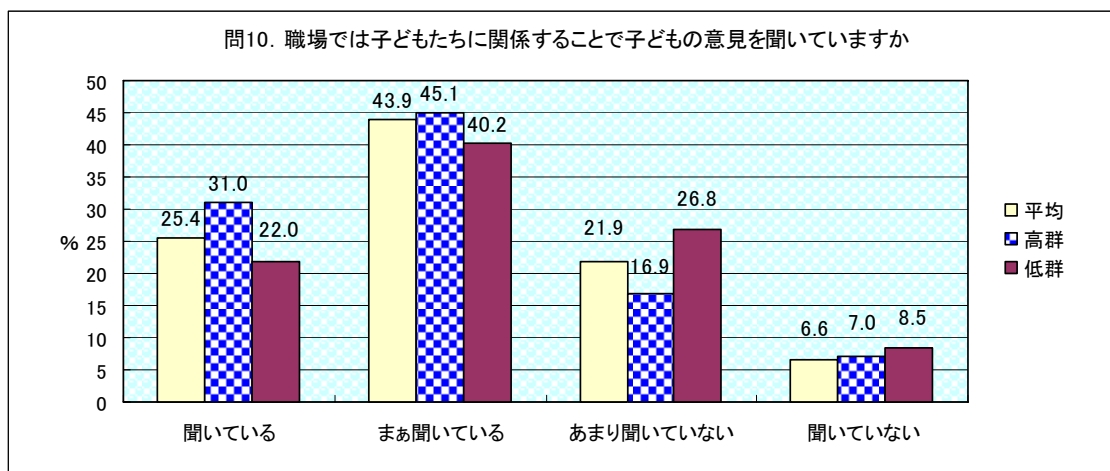


職員の自己肯定感により最も差が見られた項目は、「ありのままの自分でいられる権利」であり、次いで「個別の必要に応じて支援を受ける権利」、「参加する権利」の順であった。自己肯定感の高い職員は「ありのままの自分でいられる権利」を重視し、自己肯定感の低い職員は「個別の必要に応じて支援を受ける権利」を重視していた。

自己肯定感の高い職員は、川崎市子どもの権利条例の中でも、特に「ありのままの自分でいられる権利」を重要視している。

(5) 職場で子どもの権利学習の機会と自己肯定感に関連性はあるか

自己肯定感の高い職員と低い職員の職場において、子どもの参加の促進（子どもの意見を聞いているか）と権利学習の機会について差はあるかを検討した。

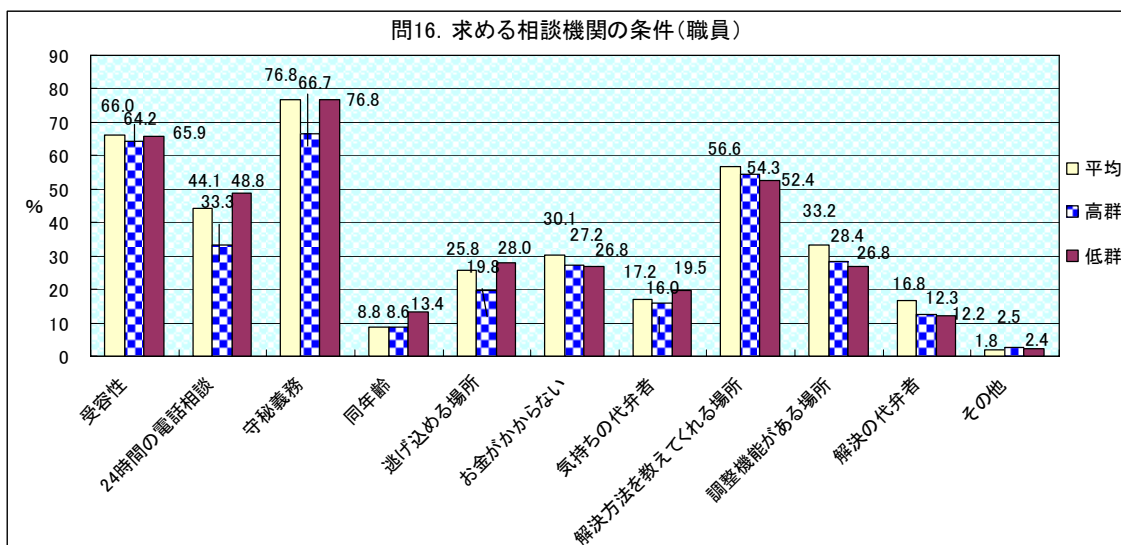


問 10 のグラフから、自己肯定感の高い職員の職場では、子どもの意見を聞いていることが多い。また問 11 のグラフから、子どもが権利を学ぶ機会の頻度は自己肯定感の高低で分布が異なっており、自己肯定感の高い職員の職場では、低い職員の職場と比較して、子どもたちが権利を学ぶ機会が多い傾向があることがうかがえる。

自己肯定感の高い職員の職場では、子どもの意見をよく聞いており、子どもの権利学習の機会も多い傾向がある。

(6) 職員の自己肯定感による職員が求める相談機関の特徴に差はあるか

自己肯定感の高低による「職員が求める相談機関の特徴」を検討した。



問16のグラフから、子どもとおとなと同様に、守秘義務が確かで、受容的であることは相談に不可欠な条件であるが、特徴的なものとして、「24時間、いつでも電話などで対応してくれるところ（図では「24時間の電話相談」と表現）」が求められていた。「同年齢」「困ったときに逃げこめるところ（図では「逃げ込める」と表現）」を求める割合もやや高い。こうした傾向は自己肯定感の低いおとなには見られなかった職員特有の傾向である。

自己肯定感に関わらず、受容性と守秘義務性は相談に必須の条件である。自己肯定感の低い職員は、特に「24時間相談できるシステム」を求めている傾向が高い。また「同年齢」という条件も要因も大きな役割を占める。